

## II 收集資料



## 1. 農作物の外資系種子企業の設立における 審査と登録管理についての規定

第一条 対外開放の需要に応じ、外資系種子企業の品質及び種の資源を保証するため、我が国の種子企業の発展のため本規定を制定した。

第二条 本規定中の外国投資による農作物種子企業は、中国及び外国の合弁、共同開発で農作物の種子を生産、経営する企業を指す。種子の販売及び外国出資のみの種子企業の設立は許されていない。

第三条 外資系種子企業の設立は外国投資と種子管理の法律、法規の規定を守るべきである。

第四条 外資系種子企業の設立は、関係ある法律、法規及び我が国の種子産業政策の規定を守ると同時に下記の条件も備えるべきである。

- (一) 合弁企業の中国側は種子の生産、経営資格と管理部門の許可を持っている企業であること。外国側は科学研究・育種・種子生産及び企業管理における高い水準を持っている信用のある企業であること。
- (二) 外国の優良品種・先進技術を設備を導入できること。
- (三) 登録資本金は下記の要求に符合すること。  
穀物・綿花・油糧作物の種子企業の登録資本金は、200万米ドル以上であること。  
その他の農作物種子企業の登録資本金は、50万米ドル以上であること。
- (四) 穀物・綿花・油糧作物の種子企業の中国側出資は50%以上であること。

第五条 外資系手記企業の申請手順は下記の通り。

- (一) 中国側出資者は要請書とF/S報告を省クラス以上の審査部門に提出する。審査部門は省クラス以上の農業行政管理部門の審査意見を求めること。穀物・綿花・油糧作物の種子企業は省の行政管理部門の審査意見を求める以外に、農業部の審査も必要である。許可を得てから商工行政管理機構で企業名の申請をする。
- (二) 中国側出資者は、企業契約、規則及び関係書類を省クラス以上の審査部門に提出すること。許可を得て「外資系企業許可証書」が獲得できる。
- (三) 中国側出資者は、経営許可手続を農業部で申請する。「農作物種子経営許可証」が獲得できる。
- (四) 中国側出資者は、要請書とF/S報告、「外資系企業許可証書」及び「農作物種子経営許可証」等の関係書類を国家商工行政管理局あるいは委託を受けた地方商工行政管理機構で企業法人登録手続を行う。

第六条 「農作物種子経営許可証」の申請に当たり、農業部に提出する書類は下記の通り。

- (一) 要請書とF/S報告の認可書類
- (二) 外資系種子企業の契約・規則
- (三) 契約・規則の許可書類及び審査部門が出した「外資系企業許可証書」
- (四) 外資系種子企業の取締役名簿と取締役委任書
- (五) その他必要な書類と証明

第七條 外資系種子企業が生産した繁殖種子を播く1カ月前、生産所在地の省農業行政管理部門へ「農作物種子生産許可証」を申請すること。

第八條 外資系種子企業の出資方法、出資側及び経営範囲等変更がある場合、本規定の第五条により審査・登録変更手続を申請すること。

第九條 台湾、香港、マカオの出資者も本規定に基づき申請すること。

第十條 本規定は、発表する日から実施する。本規定が発表する前に設立した外資系種子企業は、本規定により農業行政管理部門で「農作物種子経営許可証」を申請すること。

# 关于设立外商投资农作物种子企业 审批和登记管理的规定

第一条 为适应对外开放的需要,保证外商投资农作物种子企业的质量,加强种质资源的管理,促进我国种子事业的健康发展,特制定本规定。

第二条 本规定所称外商投资农作物种子企业,是指中外合资、合作开发生产经营农作物种子的企业。暂不允许设立外商投资经营销售型农作物种子企业和外商独资农作物种子企业。

第三条 设立外商投资农作物种子企业,应当遵循有关外商投资和种子管理的法律、法规规定。

第四条 设立外商投资农作物种子企业,除符合有关法律、法规规定的条件和我国种子产业政策外,应具备以下条件:

(一)申请设立外商投资农作物种子企业的中方应是具备农作物种子生产经营资格并经其主管部门审核同意的企业;外方应是具有较高的科研育种、种子生产技术和企业管理水平,有良好信誉的企业。

(二)能够引进或采用国(境)外优良品种(种质资源)、先进种子技术和设备。

(三)注册资本符合以下要求:

粮、棉、油作物种子企业的注册资本不低于200万美元;其他农作物种子企业的注册资本不低于50万美元。

(四)设立粮、棉、油作物种子企业,中方投资比例应大于50%。

第五条 申请设立外商投资农作物种子企业按下列程序办理:

(一)中方投资者将项目建议书和可行性研究报告按现行外商投资基本建设、技术改造项目审批权限和审批程序报省级以上审批部门审批。审批部门在批准立项前,应征求省级以上农业行政主管部门的审查意见。设立粮、棉、油作物种子企业,由省级农业行政主管部门初审后,报农业部出具审查意见。未经农业行政主管部门审查同意的,不予批准立项。批准立项的,按有关规定向工商行政管理机关申请企业名称预先核准。

(二)中方投资者将合同、章程及有关文件按现行审批权限和审批程序报送省级以上审批部门审批。经审批同意的,由审批部门颁发《外商投资企业批准证书》。

(三)中方投资者向农业部申请办理经营许可手续,农业部按有关规定核发《农作物种子经营许可证》。

(四)中方投资者持项目建议书和可行性研究报告的批准文件、《外商投资企业批准证书》、《农作物种子经营许可证》及有关文件,向国家工商行政管理局或其授权的地方工商行政管理局申请办理企业法人登记手续。

第六条 申请办理《农作物种子经营许可证》时,中方投资者向农业部提交下列文件:

(一)项目建议书和可行性研究报告的批准文件;

(二)设立外商投资种子企业的合同、章程;

(三)合同、章程的批准文件及审批部门颁发的《外商投资企业批准证书》;

(四)外商投资农作物种子企业董事会成员名单及各方董事委派书;

(五)其它应提交的证件、文件。

第七条 外商投资农作物种子企业生产商品种子,应按有关规定于播种前一个月,向生产所在地省级农业行政主管部门申请领取《农作物种子生产许可证》。

第八条 外商投资农作物种子企业变更合资、合作方或开发范围时,应按本规定第五条规定的程序,申请办理审

批和变更登记。

第九条 台湾、香港、澳门地区的投资者设立农作物种子企业,参照本规定执行。

第十条 本规定自公布之日起施行。本规定公布前设立的外商投资农作物种子企业,应当在本规定公布之日起六个月内,按本规定到农业行政主管部门补办申领《农作物种子经营许可证》手续。



## 2. 中華人民共和国植物新品種保護条例

### 第一章 総則

第一条 植物新品種権を保護し、植物新品種の育成と保護を奨励し、農業及び林業の発展を促進するため、本条例を制定する。

第二条 本条例で植物新品種とは、人工育成又は発見された野生植物に開発を加えたもので、新規性、特異性、一致性及び安定性を備えるとともに、適当な名称を有する植物品種をいう。

第三条 國務院農業、林業行政部門（以下審査許可機関と総称する）は、職責に照らし、分担共同して植物品種権の申請の受理及び審査並びに本条例の規定に適合する植物新品種への植物品種権（以下品種権という）の授与について責任を負う。

第四条 国家利益又は公共の利益に関係するとともに応用価値の大きい植物品種を育種した組織又は個人は、県クラス以上の人民政府又は関係機関が報奨を与える。

第五条 品種権を授与された植物新品種（以下授権品種という）の生産、販売及び普及は、国家の種子に関する法律、法規の規定に照らし定める。

### 第二章 品種権の内容及び帰属

第六条 育種を行った組織又は個人は、その授権品種に対し排他的独占権を享有する。いかなる組織又は個人も品種権所有者（以下品種権者という）の許可を経ずに、当該授権品種の繁殖材料を商業目的のために生産又は販売してはならず、当該授権品種をもう一つの品種の繁殖材料の生産に商業目的のために繰り返し用いてはならない。ただし、本条例が規定する場合を除く。

第七条 組織の任務を執行し又は主に組織の施設を利用して行った職務育種は、植物品種の申請権は当該組織に属する。職務育種でなければ、植物新品種の申請権は育種をした個人に属する。申請が許可されて後、品種権は申請人に属する。

委託育種又は共同育種について、品種権の帰属は当事者が契約書中に定めるところによる。契約の定めがないときは、品種権は委託を受けて育種した者又は共同で育種した組織又は個人に属する。

第八条 一つの植物新品種には一つの品種権のみが与えられる。二人以上の申請者がそれぞれ同一の品種について品種権を申請したときは、品種権は最も早く申請した者に与えられる。同時に申請したときは、品種権は最も早く当該植物を育種した者に与えられる。

第九条 植物新品種の申請権及び品種権は法に従って譲渡することができる。

中国の組織又は個人が国内で育種した植物新品種を外国人に申請権又は品種権を譲渡するときは、審査許可機関の許可を受けなければならない。

固有組織が国内で申請権又は品種権を譲渡するときは、国家の関係規定に照らし、関係行政主管部門に届け許可を受けなければならない。

申請権又は品種権を譲渡するときは、当事者は書面で契約を締結するものとし、併せて審査許可機関に登録し、審査許可機関は公告を行う。

第十条 下記の状況下において授權品種を使用するときは、品種権者の許可を受けずに、また使用料の支払いをせずにすることができる。ただし、品種権者が本条例に基づき享受するその他の権利を侵してはならない。

(一) 授權品種を利用して育種を行い、及びその他の科学研究活動を行うこと

(二) 農民が授權品種の繁殖材料を自家採種に用いること

第十一条 国家利益又は公共の利益のために、審査許可機関は植物新品種の実施の強制許可の決定をすることができ、併せて登記及び公告を行う。

実施強制の許可を取得した組織又は個人は、品種権者に合理的な使用料を支払わなければならない。その金額は双方が相談して定める。双方で協議がととなわれないときは審査許可機関が裁決する。

品種権者が強制許可の決定又は強制許可使用料の裁決に不服があるときは、通知を受け取った日から三ヶ月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。

第十二条 授權品種の保護期間が満了しているかどうかに関わらず、当該授權品種の販売には登録登記された名称を用いなければならない。

### 第三章 品種権授与の条件

第十三条 品種権を申請する植物新品種は、国家植物品種保護名録に列举された植物の属又は種に属していなければならない。植物品種保護名録は審査許可機関が定め公布する。

第十四条 品種権を授与する植物新品種は新規性を備えていなければならない。新規性とは、品種権を申請する植物新品種が、申請日前に当該品種の繁殖材料が未だ販売されておらず、又は育種者の許可による中国国内での当該品種の繁殖材料の販売が一年を超えていないこと、中国国外ではつる性植物、林木、果樹及び鑑賞樹木の品種の繁殖材料の販売が六年を超えていないこと、その他の植物品種の繁殖材料の販売が四年を超えていないことをいう。

第十五条 品種権を授与する植物新品種は特異性を備えていなければならない。特異性とは、品種権を申請する植物新品種が申請以前において既に知られた植物品種と明らかに区別されることをいう。

第十六条 品種権を授与する植物新品種は一致性を備えていなければならない。一致性とは、品種権を申請する植物新品種が繁殖したとき、予見できる変異を除き、関連する特徴又は特性が一致することをいう。

第十七条 品種権を授与する植物新品種は安定性を備えていなければならない。

安定性とは、品種権を申請する植物新品種が、反復して繁殖し又は特定の繁殖周期が終わったときに、関連する特徴又は特性が変化しないことをいう。

第十八条 品種権を授与する植物新品種は適当な名称を備えていなければならない。併せて、同じ又は近似する植物の属又は種の中で既に知られた品種の名称と区別されなければならない。当該名称は登記を経て当該植物新品種の通用名称となる。

下記の名称は品種の命名に用いることはできない。

- (一) 数字だけで成っているもの
- (二) 社会の公徳に反するもの
- (三) 植物新品種の特徴、特性又は育種者の身分等に誤解を引き起こしやすいもの

#### 第四章 品種権の申請及び受理

第十九条 中国の組織又は個人が品種権の申請をするときは、直接又は代理機構に委託して審査許可機関に申請を提出することができる。

中国の組織又は個人が品種権の申請をする植物新品種が、国家の安全又は重大な利益に及び秘密を要するときは、国家の関係規定に照らして処理する。

第二十条 外国人、外国企業又は外国のその他の組織が中国で品種権を申請するときは、その属する国と中国とで締結した協定又は共同で参加している国際条約により手続きを行い、あるいは、互惠の原則に基づき本条例によって手続きを行う。

第二十一条 品種権を申請するときは、審査許可機関に規定様式の要求に合った請求書、説明書及び当該品種の写真を提出しなければならない。

申請書類は中国語で書かれていなければならない。

第二十二条 審査許可機関が品種権の申請書類を受け取った日を申請日とする。申請書類を郵送するときは郵送の消印の日を申請日とする。

第二十三条 申請人が外国で初めて品種権の申請をしてから十二ヶ月以内に中国で当該植物品種について品種権の申請をしたときは、当該外国と中国との間で締結した協定又は共同で参加している国際条約に照らし、あるいは優先権の相互承認の原則に基づき優先権を享受することができる。

申請人が優先権を要求するときは申請時の書面で説明するとともに、三ヶ月以内にもとの受理機関が確認した最初の申請に係る申請書類の副本を提出しなければならない。本条例の規定による書面での説明をしなかったもの又は申請書類の副本を提出しなかったものは優先権を要求しなかったものと見なす。

第二十四条 本条例第二十一条の規定に品種権の申請は、審査許可機関はこれを受理し、申請日を明確にして申請番号を付与する。併せて、申請を受け取った

日から一ヶ月以内に、申請人に申請費を収めるよう通知する。

本条例の第二十一条の規定に適合せず又は修正後もなお適合しない品種権申請は、審査許可機関はこれを受理せず、併せて申請人に通知する。

第二十五条 申請人は品種権の授与の前に品種権申請を修正し又は撤回することができる。

第二十六条 中国の組織又は個人が国内で育成した植物品種を国外に品種権を申請するときは、審査許可機関に登録しなければならない。

#### 第五章 品種権の審査及び許可

第二十七条 申請人が申請費を納めた後、審査許可機関は品種権の申請に対し下記の内容の審査を初歩的に行う。

- (一) 植物品種保護名録に列挙した植物の属又は種の範囲に属するか否か
- (二) 本条例第二十条の規定に適合するか否か
- (三) 新規性の規定に適合するか否か
- (四) 植物新品種の命名が適当か否か

第二十八条 審査許可機関は品種権申請受理の日から六ヶ月以内に初歩的審査を終えなければならない。初歩的審査に合格した品種権の申請は、審査許可機関は公告を行い、併せて申請人に三ヶ月以内に審査費を収めるよう通知する。

初歩的審査で不合格だった品種権の申請は、審査許可機関は申請人に三ヶ月以内に意見を述べ又は修正するよう通知しなければならない。期限を過ぎても回答せず又は修正後もなお不合格のものは申請を却下する。

第二十九条 申請人が規定により審査費を収めた後、審査許可機関は品種権申請の特異性、一致性及び安定性に対し実質審査を行う。

申請人が規定により審査費を納めないときは、品種権の申請は撤回したものと見なす。

第三十条 審査許可機関は主に申請書類及びその他の関係書面材料によって実質審査を行う。審査許可機関が必要と認めるときは、指定した試験機関に既に栽培されているもの又はその他の試験結果について試験又は調査を行う。

審査の必要により、申請人は審査許可機関の要求に基づき、必要な資料及び当該植物新品種の繁殖材料を提供しなければならない。

第三十一条 実質審査で本条例の規定に適合する品種権の申請に対して、審査許可機関は品種権授与の決定を行い、品種権証書を発行し、併せて登記及び公告を行わなければならない。

実質審査で本条例の規定に適合しなかった品種権の申請に対しては、審査許可機関は却下し、併せて申請人に通知する。

第三十二条 審査許可機関は植物新品種再審査委員会を設立する。

審査許可機関の品種権申請の却下の決定に不服があるときは、申請人は通知を受け取った日から三ヶ月以内に、植物新品種再審査委員会に対し再審査の請求をすることができる。植物新品種再審査委員会は再審査の請求の到達の日から六ヶ月以内に決定をし、併せて申請人に通知する。

申請人が植物新品種再審査委員会の決定に不服の時は、通知を受け取った日から十五日以内に人民法院に訴訟を提起することができる。

第三十三条 品種権が授与されて後、初歩的審査合格の公告の日から品種権の授与の日までの間に申請人の許可を経ずに商業目的で当該授権品種の繁殖材料を生産又は販売をした組織又は個人に対し、品種権者は補償を求める権利を有する。

#### 第六章 期限、終了及び無効

第三十四条 品種権の保護期間は、授権の日から、つる性植物、林木、果樹及び鑑賞樹木は二十年とし、その他の植物は十五年とする。

第三十五条 品種権者は品種権が授与されたその年から年費を納めなければならない。併せて、審査許可機関の要求により、検査に用いる当該品種の繁殖材料を提供しなければならない。

第三十六条 下記の事情の一つがあるときは、品種権はその保護期間の満了前に終了する。

(一) 品種権者が書面で品種権の放棄を宣言したとき

(二) 品種権者が規定により年費を納めないとき

(三) 品種権者が審査許可機関の要求により検査に必要な当該品種の繁殖材料を提供しないとき

(四) 検査により、当該授権品種が品種権授与の時の特徴及び特性に合致しなくなったとき

品種権の終了は、審査許可機関が登記し公告する。

第三十七条 審査許可機関の品種権授与の公告の日から、植物新品種再審査委員会は駁権により又はいずれかの組織又は個人の書面による請求により、本条例第十四条、第十五条、第十六条及び第十七条の規定に適合してないものに対して品種権無効を宣言することができる。本条例第十八条の規定に適合していないものは名称を改める。品種権無効又は名称変更の決定は、審査許可機関が登記して公告し、併せて当事者に通知する。

植物新品種再審査委員会の決定に不服の時は、通知を受け取った日から三ヶ月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。

第三十八条 無効を宣告された品種権は、初めから存在しなかったものと見なす。

品種権無効の決定の宣告は、宣告前に人民法院が行い既に執行した品種権侵害

の判決、裁定、省クラス以上の人民政府農業、林業行政機関が行い既に執行した品種権処理決定、並びに既に履行された植物新品種実施許可契約及び植物新品種権譲渡契約には遡及力を有しない。ただし、品種権者の悪意により他人に損失を与えたときは合理的な補償をしなければならない。

前項の規定により、品種権者又は品種権譲渡者が実施許可を受けた者又は譲受者に使用料又は譲渡費を返さず、明らかに公平の原則に反するときは、品種権者又は品種権譲渡者は実施許可を受けた者又は譲受人に使用料又は譲渡費に全部又は一部を返さなければならない。

## 第七章 罰則

第三十九条 品種権者の許可を得ずに、授権品種の繁殖材料を商業目的で生産又は販売したときは、品種権者又は利害関係者は省クラス以上の人民政府農業、林業行政機関に、それぞれの職権により処理を行うよう請求することができ、また直接人民法院に訴訟を提起することができる。

省クラス以上の人民政府農業、林業行政機関はそれぞれの職権に基づき、当事者希望の原則によって、権利侵害がもたらした損害賠償に対し、調停を行うことができる。調停が合意に達したときは当事者は履行しなければならない。調停が合意に達しないときは、品種権者又は利害関係者は民事訴訟の手続きにより人民法院に訴訟を提起することができる。

省クラス以上の人民政府農業、林業行政機関は、それぞれの職権により品種権侵害事件を処理するときに、社会公共の利益を維持するため、侵害者に侵害行為の停止を命じ、違法所得を没収し、併せて違法所得の五倍以下の罰金に処することができる。

第四十条 授権品種のイミテーションは、県クラス以上の人民政府農業、林業行政機関が各自の職権によりイミテーション行為の停止を命じ、違法所得及び植物品種繁殖材料を没収し、併せて違法所得の一倍以上五倍以下の罰金に処する。情状が重く、犯罪を構成するときは法により刑事責任を追及する。

第四十一条 省クラス以上の人民政府農業、林業行政機関が各自の職権により品種権侵害案件を調査しているとき、及び県クラス以上の農業、林業行政機関が各自の職権により授権品種のイミテーション案件を調査しているときに、必要に応じ、案件と関係のある植物品種の繁殖材料を封印し又は差し押さえ、案件と関係のある契約、帳簿及び関係書類を調査閲覧し、複製し又は差し押さえることができる。

第四十二条 授権品種の販売に登録された名称を使用していないときは、県クラス以上の人民政府農業、林業行政機関は各自の職権により、期限を限って改正を命じるものとし、千元以下の罰金に処することができる。

第四十三条 植物新品種の申請権及び品種権の所屬に争いが生じたときは、当事者は人民法院に訴訟を提起することができる。

第四十四条 県クラス以上の人民政府農業、林業行政機関及び関係機関の職員が職権を濫用し、職務をおろそかにし、私腹を肥やし悪事を働き、賄賂を要求し受け取り、犯罪を構成するときは法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しないときは、法により行政処分を行う。

#### 第八章 附則

第四十五条 審査許可機関は、本条例施行前の最初から植物品種保護名録にはいっている又は本条例施行後新たに植物品種保護名録にはいった植物の属又は種の新規性の要求に対し、融通規定を設けることができる。

第四十六条 本条例は1997年10月1日から施行する。

人合理的使用费,其数额由双方商定;双方不能达成协议的,由审批机关裁决。

品种权人对强制许可决定或者强制许可使用费的裁决不服的,可以自收到通知之日起3个月内向人民法院提起诉讼。

第十二条 不论授权品种的保护期是否届满,销售该授权品种应当使用其注册登记的名称。

### 第三章 授予品种权的条件

第十三条 申请品种权的植物新品种应当属于国家植物品种保护名录中列举的植物的属或者种,植物品种保护名录由审批机关确定和公布。

第十四条 授予品种权的植物新品种应当具备新颖性,新颖性,是指申请品种权的植物新品种在申请日前该品种繁殖材料未上市销售,或者经育种者许可,在中国境内销售该品种繁殖材料未超过1年;在中国境外销售藤本植物、林木、果树和观赏树木品种繁殖材料未超过6年,销售其他植物品种繁殖材料未超过4年。

第十五条 授予品种权的植物新品种应当具备特异性,特异性,是指申请品种权的植物新品种应当明显区别于在递交申请以前已知的植物品种。

第十六条 授予品种权的植物新品种应当具备一致性,一致性,是指申请品种权的植物新品种经过繁殖,除可以预见的变异外,其相关的特征或者特性一致。

第十七条 授予品种权的植物新品种应当具备稳定性,稳定性,是指申请品种权的植物新品种经过反复繁殖后或者在特定繁殖周期结束时,其相关的特征或者特性保持不变。

第十八条 授予品种权的植物新品种应当具备适当的名称,并与相同或者相近的植物属或者种中已知品种的名称相区别,该名称经注册登记后即为该植物新品种的通用名称。

下列名称不得用于品种命名:

(一)仅以数字组成的;

(二)违反社会公德的;

(三)对植物新品种的特征、特性或者育种者的身份等容易引起误解的。

### 第四章 品种权的申请和受理

第十九条 中国的单位和个人申请品种权的,可以直接或者委托代理机构向审批机关提出申请。

中国的单位和个人申请品种权的植物新品种涉及国家安全或者重大利益需要保密的,应当按照国家有关规定办理。

第二十条 外国人、外国企业或者外国其他组织在中国申请品种权的,应当按其所属国和中华人民共和国签订的协议或者共同参加的国际条约办理,或者根据互惠原则,依照本条例办理。



## 第一章 总则

第一条 为了保护植物新品种权，鼓励培育和使用植物新品种，促进农业、林业的发展，制定本条例。

第二条 本条例所称植物新品种，是指经过人工培育的或者对发现的野生植物加以开发，具备新颖性、特异性、一致性和稳定性并有适当命名的植物品种。

第三条 国务院农业、林业行政部门（以下统称审批机关）按照职责分工共同负责植物新品种权申请的受理和审查并对符合本条例规定的植物新品种授予植物新品种权（以下称品种权）。

第四条 完成关系国家利益或者公共利益并有重大应用价值的植物新品种育种的单位或者个人，由县级以上人民政府或者有关部门给予奖励。

第五条 生产、销售和推广被授予品种权的植物新品种（以下称授权品种），应当按照国家有关种子的法律、法规的规定审定。

## 第二章 品种权的内容和归属

第六条 完成育种的单位或者个人对其授权品种，享有排他的独占权。任何单位或者个人未经品种权所有人（以下称品种权人）许可，不得为商业目的生产或者销售该授权品种的繁殖材料，不得为商业目的将该授权品种的繁殖材料重复用于生产另一品种的繁殖材料；但是，本条例另有规定的除外。

第七条 执行本单位的任务或者主要是利用本单位的物质条件所完成的职务育种，植物新品种的申请权属于该单位；非职务育种，植物新品种的申请权属于完成育种的个人。申请被批准后，品种权属于申请人。

委托育种或者合作育种，品种权的归属由当事人在合同中约定；没有合同约定的，品种权属于受委托完成或者共同完成育种的单位或者个人。

第八条 一个植物新品种只能授予一项品种权。两个以上的申请人分别就同一个植物新品种申请品种权的，品种权授予最先申请的人；同时申请的，品种权授予最先完成该植物新品种育种的人。

第九条 植物新品种的申请权和品种权可以依法转让。

中国的单位或者个人就其在国内培育的植物新品种向外国人转让申请权或者品种权的，应当经审批机关批准。

国内单位在国内转让申请权或者品种权的，应当按照国家有关规定报经有关行政主管部门批准。

转让申请权或者品种权的，当事人应当订立书面合同，并向审批机关登记，由审批机关予以公告。

第十条 在下列情况下使用授权品种的，可以不经品种权人许可，不向其支付使用费，但是不得侵犯品种权人依照本条例享有的其他权利：

（一）利用授权品种进行育种及其他科研活动；

（二）农民自繁自用授权品种的繁殖材料。

第十一条 为了国家利益或者公共利益，审批机关可以作出实施植物新品种强制许可的决定，并予以登记和公告。

取得实施强制许可的单位或者个人应当付给品种权

第二十一条 申请品种权的,应当向审批机关提交符合规定格式要求的请求书、说明书和该品种的照片。

申请文件应当使用中文书写。

第二十二条 审批机关收到品种权申请文件之日为申请日;申请文件是邮寄的,以寄出的邮戳日为申请日。

第二十三条 申请人自外国第一次提出品种权申请之日起12个月内,又在中国就该植物新品种提出品种权申请的,依照该外国同中华人民共和国签订的协议或者共同参加的国际条约,或者根据相互承认优先权的原则,可以享有优先权。

申请人要求优先权的,应当在申请时提出书面说明,并在3个月内提交经原受理机关确认的第一次提出的品种权申请文件的副本;未依照本条例规定提出书面说明或者提交申请文件副本的,视为未要求优先权。

第二十四条 对符合本条例第二十一条规定的品种权申请,审批机关应当予以受理,明确申请日,给予申请号,并自收到申请之日起1个月内通知申请人缴纳申请费。

对不符合或者经修改仍不符合本条例第二十一条规定的品种权申请,审批机关不予受理,并通知申请人。

第二十五条 申请人可以在品种权授予前修改或者撤回品种权申请。

第二十六条 中国的单位或者个人将国内培育的植物新品种向国外申请品种权的,应当向审批机关登记。

#### 第五章 品种权的审查与批准

第二十七条 申请人缴纳申请费后,审批机关对品种权申请的下列内容进行初步审查:

(一)是否属于植物品种保护名录列举的植物属或者种的范畴;

(二)是否符合本条例第二十条的规定;

(三)是否符合新颖性的规定;

(四)植物新品种的命名是否适当。

第二十八条 审批机关应当自受理品种权申请之日起6个月内完成初步审查。对经初步审查合格的品种权申请,审批机关予以公告,并通知申请人在3个月内缴纳审查费。

对经初步审查不合格的品种权申请,审批机关应当通知申请人在3个月内陈述意见或者予以修正;逾期未答复或者修正后仍然不合格的,驳回申请。

第二十九条 申请人按照规定缴纳审查费后,审批机关对品种权申请的特异性、一致性和稳定性进行实质审查。

申请人未按照规定缴纳审查费的,品种权申请视为撤回。

第三十条 审批机关主要依据申请文件和其他有关书面材料进行实质审查。审批机关认为必要时,可以委托

指定的测试机构进行测试或者为商业已完成的种植或者其他试验的结果。

因审查需要,申请人应当根据审批机关的要求提供必要的资料 and 该植物新品种的繁殖材料。

**第三十一条** 对经实质审查符合本条例规定的品种权申请,审批机关应当作出授予品种权的决定,颁发品种权证书,并予以登记和公告。

对经实质审查不符合本条例规定的品种权申请,审批机关予以驳回,并通知申请人。

**第三十二条** 审批机关设立植物新品种复审委员会。

对审批机关驳回品种权申请的决定不服的,申请人可以自收到通知之日起3个月内,向植物新品种复审委员会请求复审。植物新品种复审委员会应当自收到复审请求书之日起6个月内作出决定,并通知申请人。

申请人对植物新品种复审委员会的决定不服的,可以自接到通知之日起15日内向人民法院提起诉讼。

**第三十三条** 品种权被授予后,在自初步审查合格公告之日起至被授予品种权之日止的期间,对未经申请人许可,为商业目的生产或者销售该授权品种的繁殖材料的单位和个人,品种权人享有追偿的权利。

#### **第六章 期限、终止和无效**

**第三十四条** 品种权的保护期限,自授权之日起,藤本植物、林木、果树和观赏树木为20年,其他植物为15年。

**第三十五条** 品种权人应当自被授予品种权的当年开始缴纳年费,并且按照审批机关的要求提供用于检测的该授权品种的繁殖材料。

**第三十六条** 有下列情形之一的,品种权在其保护期限内提前终止:

- (一)品种权人以书面声明放弃品种权的;
- (二)品种权人未按照规定缴纳年费的;
- (三)品种权人未按照审批机关的要求提供检测所需的该授权品种的繁殖材料的;
- (四)经检测该授权品种不再符合被授予品种权时的特征和特性的。

品种权的终止,由审批机关登记和公告。

**第三十七条** 自审批机关公告授予品种权之日起,植物新品种复审委员会可以依职权或者依据任何单位或者个人的书面请求,对不符合本条例第十四条、第十五条、第十六条和第十七条规定的,宣告品种权无效;对不符合本条例第十八条规定的,予以更名。宣告品种权无效或者更名的决定,由审批机关登记和公告,并通知当事人。

对植物新品种复审委员会的决定不服的,可以自收到通知之日起3个月内向人民法院提起诉讼。

第三十八条 被宣告无效的品种权视为自始不存在。

宣告品种权无效的决定,对在宣告前人民法院作出并已执行的植物新品种侵权的判决、裁定,省级以上人民政府农业、林业行政部门作出并已执行的植物新品种侵权处理决定,以及已经履行的植物新品种实施许可合同和植物新品种权转让合同,不具有追溯力;但是,因品种权人的恶意给他人造成损失的,应当给予合理赔偿。

依照前款规定,品种权人或者品种权转让人不向被许可实施人或者受让人退还使用费或者转让费,明显违反公平原则的,品种权人或者品种权转让人应当向被许可实施人或者受让人退还全部或者部分使用费或者转让费。

### 第七章 罚则

第三十九条 未经品种权人许可,以商业目的生产或者销售授权品种的繁殖材料的,品种权人或者利害关系人可以请求省级以上人民政府农业、林业行政部门依据各自的职权进行处理,也可以直接向人民法院提起诉讼。

省级以上人民政府农业、林业行政部门依据各自的职权,根据当事人自愿的原则,对侵权所造成的损害赔偿可以进行调解,调解达成协议的,当事人应当履行;调解未达成协议的,品种权人或者利害关系人可以依照民事诉讼程序向人民法院提起诉讼。

省级以上人民政府农业、林业行政部门依据各自的职权处理品种权侵权案件时,为维护社会公共利益,可以责令侵权人停止侵权行为,没收违法所得,可以并处违法所得5倍以下的罚款。

第四十条 假冒授权品种的,由县级以上人民政府农业、林业行政部门依据各自的职权责令停止假冒行为,没收违法所得和植物品种繁殖材料,并处违法所得1倍以上5倍以下的罚款;情节严重,构成犯罪的,依法追究刑事责任。

第四十一条 省级以上人民政府农业、林业行政部门依据各自的职权在查处品种权侵权案件和县级以上人民政府农业、林业行政部门依据各自的职权在查处假冒授权品种案件时,根据需要进行封存或者扣押与案件有关的植物品种的繁殖材料,查阅、复制或者封存与案件有关的合同、凭证及有关文件。

第四十二条 销售授权品种未使用其注册登记的名称的,由县级以上人民政府农业、林业行政部门依据各自的职权责令限期改正,可以处1000元以下的罚款。

第四十三条 当事人就植物新品种的申请权和品种权的权属发生争议的,可以向人民法院提起诉讼。

第四十四条 县级以上人民政府农业、林业行政部门的及有关部門的工作人员滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊、索贿受贿,构成犯罪的,依法追究刑事责任;尚不构成犯罪的,依法给予行政处分。

### 第八章 附则

第四十五条 审批机关可以对本条例施行前首批列入植物品种保护名录的和在本条例施行后新列入植物品种保护名录的植物品种或者种的新颖性要求作出变通性规定。

第四十六条 本条例自1997年10月1日起施行。

3. 長江上中流域開發協力委員会農業部会  
「菜種チーム」出張報告書

長江上中流域開發協力委員会  
農業部会『菜種チーム』  
湖北省調査団  
(1998年3月16日~17日)

出張報告書

日中投資促進機構

長江委員会「農業部会」  
『菜種チーム』湖北省調査団団員名簿

日中投資促進機構

小澤 雅彦 (Mr. Ozawa Masahiko)	日清製油(株)製油事業部 原料課長	
小藪 剛士 (Mr. Koyabu Takeshi)	日商岩井(株)食糧本部 本部長付食糧開発担当	[幹事]
高野瀬 励 (Mr. Takanose Tsutomu)	三菱商事(株)油脂部 植物油料チーム課長代理	
姫野 健二 (Mr. Himeno Kenji)	丸紅(株)油糧部 油脂原料課主任	-----[16日のみ]
塚原 慶一 (Mr. Tsukahara Keiichi)	三井物産(株)油脂部 大豆菜種グループ主任	
設楽 恒雄 (Mr. Shidara Tsuneo)	日中投資促進機構 事務局次長	
— 現地参加者 —		
小松 伸啓 (Mr. Komatsu Nobuhiro)	日商岩井(株)北京事務所 物資食糧課長	
鄭 偉 斌 (Mr. Zheng Wei Bin)	日商岩井(株) 武漢事務所所員	[通訳]
徐 學 軍 (Mr. Xu Xue Jun)	三菱商事(株)北京事務所 糧油食品部經理助理	
中澤幸太郎 (Mr. Nakazawa Kotaro)	(株)日本興業銀行 武漢駐在員事務所首席代表	

---

10名

3月15日(日)

- 10:10 成田発 ( JL791 )  
12:30 上海着  
14:10 上海発 ( CZ3580 )  
15:30 武漢着  
・マイクロバスにて武漢天安假日酒店 (HOLIDAY INN)へ  
18:00 「事前打合せ会」〔夕食を兼ねて〕  
・現地参加者5名を含めた日本側11名の打合せ会  
・場所: HOLIDAY INN 内

3月16日(月)

- 08:30 湖北省計画委員会、農業庁との会議----於農業庁  
・湖北省の優良菜種の現状他  
12:30 中国側との昼食会 (中方ホスト)  
13:30 浠水県 菜種産地視察〔農業庁1名同行〕  
・産地倉庫、中継基地等流通施設も視察  
〔注〕午前中と昼食会は JICA 調査団と同一行動。  
午後は『菜種チーム』単独。JICAは農業科学院油料作物所訪問。

3月17日(火)

- 08:30 湖北省農業庁との会議----於農業庁  
・「湖北省提案の W 菜種3000ト、試験的対日輸出」に関する討議  
12:30 中国側との昼食会 (日方ホスト)  
13:30 青山糧食儲備庫視察  
16:00 農業科学院油料作物所  
・品質分析方法に関する打合せ  
〔注〕青山糧食儲備庫視察は JICA と同一行動。  
JICAは午前中、華中農大訪問。

3月18日(水)

- 09:45 武漢発 ( SZ4541 )  
10:50 上海着  
14:10 上海発 ( JL792 )  
17:45 成田着

宿泊先

武漢天安假日酒店 (HOLIDAY INN TIAN AN WUHAN)

TEL:(027)586-7888 FAX:(027)584-5353

----- 3月18日(月) 午前 -----

< 8:30am ~ 12:40pm >

○中国側との会合 於「湖北省農業庁」会議室

先方： 張 緒根 省農業庁副庁長  
張 忠文 省計画委員会副主任  
曾 健強 北京農業部農業司粮油処副処長  
劉 兆麟 省計画委員会農村経済処処長  
傅 廷棟 華中農業大学教授（優質雑交油菜研究開発中心主任）  
伍 昌勝 省農業庁優質油菜開発中心主任  
李 光明 中国農科院油料作物研究所主任  
呉 道萬 省計画委員会農村経済処副処長  
他6名

当方： JICA調査団10名-----別紙①明細  
「菜種チーム」調査団10名

#### 狩俣JICA団長

調査目的は中国菜種の品種（在来と優良）、栽培方法、販売方法等の現状調査。  
（配付資料であるフローチャート--別紙②、に沿ってJICA調査手順を説明）

#### 劉計画委処長

(1)湖北省の菜種栽培状況；

- ・ 97年の栽培面積は83万畝（全国の12%）、総生産量は148万ト（同左17%で全国トップ）、単収は1785kg/畝。
- ・ ダブルロウ菜種（以下、DL菜種）の栽培面積は40万畝で中国全体の50%、全国のDL菜種の1/3にあたる。

(2)生産資源；

- ・ 亜熱帯性気候に属し、栽培に最良。  
年間平均気温 = 14~17℃  
年間降雨量 = 750~1600ml  
又、長江流域の砂地は沈殿物（栄養素）多く最適。

(3)研究開発；

- ・ 農業庁を中心とし、華中農大や油料作物研究所など積極的に対応。

(4)DL品種；

- ① 華雑3号 (F1----ハイブリッド種)
- ② 華雑4号 (F1----ハイブリッド種)
- ③ 中双4号 (固定種)
- ④ 華双2号 (固定種)
- ⑤ 華双3号 (固定種)



(5)生産の潜在力；

- ・冬場に遊んでいる土地約40万畝の活用や、品種改良による単収アップ等により2002年には生産量を現状より100万トンの多い245万トンとしたい。

(6)輸出用埠頭；

- ・湖北省には、3000トン級の船舶が寄港できる港が、武漢港、黄石港、沙市港の3か所ある。

(7)日本側との協力活動について；

- ・湖北省は此処数年全省をあげて菜種の優良品種化に注力してきたが、DL菜種の普及、栽培面では国際的に見てかなり遅れている。かかる状況下、中日協力事業として国際基準に合致した中国菜種生産の普及と増産を推進したい。

・具体的な協力プロジェクト推進案は次の通り；

《帰国後、中国側より入手した〔別添〕資料「中日協力開発プロジェクト会談大綱」の3. プロジェクト推進案ご参照》

[ ]は中、日の投資分担額

[日]\* は“無償援助”

① 品種の選種育成改良の研究基地P/J

- a. 華中農大、油料作物研究所の強化 [中] US\$ 40 万
- b. 科学研究の為の育種関連検査機器装備 [日]\* US\$ 60 万・

② 種子及び製品菜種種子の生産基地P/J

- a. F1を作る為の親種育種P/J [中] US\$ 30 万  
[日]\* US\$ 30 万・

- b. F1親種生産基地および現原種生産基地建設P/J  
(現在の1000畝の基地に更に1000畝増加計画)

[中] US\$250 万  
[日]\* US\$250 万

- c. F1親種の鑑定P/J [中] US\$ 30 万  
[日]\* US\$ 30 万

- d. DL菜種生産基地P/J

(湖北省の東南部、江漢平野他の自然条件の整っている地域計50万畝を対象地域とし、80~100万トンを生産)

[中] US\$1500万

②の計	[中] US\$1810万
	[日]* US\$ 310万
合計	US\$2120万

③ 技術推進及び品質検査システムP/J

(武昌区に「総合技術養成センター」建設計画)

- a. 教育ビデオ作成関連機材----- US\$ 50 万
- b. 各DL菜種生産基地に展示施設建設-- US\$150 万
- c. 検査機器センター建設 ----- US\$ 30 万

[中] US\$ 100万

[日]\* US\$ 130万

④ 総合加工利用P/J

- a. 日中合弁の菜種の総合加工工場 ——油の精製および搾滓製造工場  
——建設P/J で、基本構想は 200ト/日の処理量。

投資額は US\$1000万位 (新規建設の場合) か。

建設予定地は湖北省東部の黄冈市辺りが候補。

[中] US\$ 500万

[日] US\$ 500万

- b. 企業改造での対応も検討可、その場合は荊門市辺りが候補。

⑤ 積替え・貯蔵・輸送施設の建設P/J

[中] US\$ 200万

[日] US\$ 500万

---

総 合 計

[中方の投資] US\$ 2650万

[日方の投資] US\$ 1500万 (注)

(注) 内 US\$ 500 万は無償援助、US\$1000 万は投融資。

=質疑応答=

(1)中国側の質問に答えて；

イ. [上記(7)の協力事業が進む場合の協力期間]

①の優良品種の改良P/J の場合で3～5年、②の増殖用種子P/J も5年位  
と思われる。 (狩俣JICA調査団団長)

ロ. [協力事業が無償援助の対象であるなら援助の規模はどの程度か]

今次JICA調査団の目的外である。中国側に希望があればその旨を正式ルー  
トに乗せて要望を出して頂きたい。 (狩俣JICA調査団団長)

ハ. [日中間の協力形態は、合弁方式か-----]

協力形態は、昨年11月の日中合同会議での基本認識の下に、これから  
時間をかけて検討していく課題である。今次JICAの基礎一次調査も  
長江委員会の基本認識から実施されているもので、今後調査結果を踏まえて  
長江委員会として、また個々の参加企業として"出来るもの/出来ない  
もの"の判断をしていくことになる。 (小藪「菜種調査団」幹事)

- ニ. [協力方法として湖北省内に「調整機構」を設置したいが-----]  
それは有り難い察である。日本側も最初のプロジェクトが見えてきたら、  
考えても良いかと思う。 (狩俣JICA調査団団長)
- ホ. [トラクター、脱穀機の供与や協力事業の準備の為のパソコン、  
4WDの提供は可能か]  
トラクター、脱穀機については、無償援助、円借款の対象として検討され  
ても良いが、準備段階でのパソコン、4WDの提供は不可。  
(狩俣JICA調査団団長)

(2)日本側の質問に答えて;

- イ. [菜種の輸出当事者]  
試験的輸出を含めて農業庁は輸出の当事者と成り得ないので、専門の貿易  
会社が相手となる。
- ロ. [93年の菜種生産量 (693万ト) が91/92 (750万ト) 比減少の理由]  
92/93年頃から菜種の市場流通性が高まり価格が低下した結果、一部農民  
が菜種を植えなくなった為である。
- ハ. [湖北省に於ける優良菜種の研究開発、生産、普及活動に従事する機関]  
湖北省農業庁  
華中農業大学  
中国農業科学院油料作物研究所  
湖北省種子集团公司
- ニ. [DL菜種と在来種との価格差 及び DL菜種の拡販、普及方針]  

在来種	2.4 ~ 2.5 元/kg
DLプレミアム	0.5 ~ 0.6 元/kg
DL菜種	2.9 ~ 3.1 元/kg

DL菜種の拡販、普及のために、①DL菜種の販売価格を在来品種の 20 から  
30%増にしたい、又 ②一定地域 (郷、鎮) にはDL菜種一品種を集中的に  
栽培する、といった対応方針で考えている。
- ホ. [種子集团公司が提示する在来種とDL菜種の "種" の値段]  

在来種	8元/kg
DL菜種	26~30元/kg
- ヘ. [今春の収穫時期]  
5月10日~25日

----- 3月16日(月) 午後 -----

○滄水県の菜種産地2か所の視察

先方： 郭 宗堯 省滄水県農業局局長  
王 友平 省滄水県農業局農耕学者  
当方： 『菜種チーム』調査団10名

< 16:20pm ~ >

(1)麻橋郷のF1菜種産地(華雑4号)視察。

・カナダのより背は低い。

< 16:20pm ~ >

(2)巴駅鎮の固定種菜種産地(華双3号)視察。

・菌核病に強いが、単収はF1に劣る品種。

< 5:25pm ~ >

(3)省滄水県国家糧食儲備倉庫見学

・倉庫貯蔵能力：5万ト

・対外交易用埠頭：黄石市の埠頭が利用可

(4)質疑応答による中方説明：

・買い付け時のFM(雑物)混入許容割合は1%で農民は手で取り分けている。  
糧食局には統一的に取る機械もある。

・水分は9%。農家では土の上に敷いたビニールに菜種を置いて自然乾燥させている。

・農民からはバラで買い付け、糧食局の買い付け場所で袋に入れている。  
買い付け場所は省内に120か所ある。

・油分のチェック、分析は此処糧食局のみでやっている。120か所の買い入れ  
場所でこれをやる為にはそれぞれの場所に検査器具が必要であるが、これは出  
来ていない。DL菜種の管理、普及の為に、一つの郷鎮が一つのDL品種を扱う用  
にしたいと考えている。

・F1など優良菜種の種子の農民への販売は、油料作物研究センターが行ってい  
る。

・農民が優良品種に混ぜて在来種を植えてしまった場合の管理であるが、農民を  
管理している郷とか鎮では作付け面積を把握しているので「此の地域からは菜  
種がいくら取れるか」把握している。また、作付けや栽培途中で何度もチェッ  
クしている。

----- 3月17日(火) 午前 -----

< 8:30am ~ 11:20am >

○中国側との会合 於「湖北省農業庁」会議室

先方： 伍 昌勝 省農業庁優質油菜開発中心主任  
袁 國資 湖北省種子集团公司総経理  
朱 省農業庁計画財務處處長  
他2名

当方： 「菜種チーム」調査団9名

#### 小蔵幹事

本日の会議の為、AGENDAと説明資料を用意した〔中方に配付--別紙③の通り〕。湖北省「初期草案」----別紙④、の説明は昨日頂いたので更に補足あればお願いしたい。因みに、この「初期草案」と昨年11月の日中合同会議で楽大成農業部会長より提示された個別プロジェクト・リストの中の「優良菜種基地建設プロジェクト」説明資料との関係は、如何か。

#### 伍主任

「優良菜種基地建設プロジェクト」資料は国家計画委員会が作成したもので、湖北省の「初期草案」とは異なる。但し「初期草案」も、11月17日の東京での合同会議の為に纏めたもので、国家計画委員会（「長江委員会」農業部会）としても「初期草案」も踏まえて「優良菜種基地建設プロジェクト」資料を作成しているのではないかと思う。

おっしゃる通り昨日計画委員会の劉兆麟農村経済處處長が説明した内容が、この「初期草案」を発展させたものと考えて結構である。

本日は、「初期草案」で示した3000トンの試験的輸出案を中心に補足説明する。

#### 設楽投資機構次長

先月、北京で中国側「長江委員会」の楽大成農業部会長とお会いし、今回の湖北省出張の件、「初期草案」にある3000トンの試験的輸出案の件等お話してきた。昨年11月の日中合同会議で、楽大成農業部会長から長江委員会の「菜種P/J」説明資料を頂いている訳だが、これと湖北省「初期草案」とは内容が異なっている。例えば、この中には3000トンの試験的輸出案は含まれていない。しかしながら我々は優良菜種を生産地から日本へ試験的に流してみるの、もしこれが実現可能ならば有益と考えている。つまり、物流面を含め何が問題で、どのような協力が可能か、理解する手段となりうるからだ。この考えを説明したら楽部会長は納得していた。

因みに長江委員会は11月の会議での基本認識に基づき活動しており、今回の「菜種P/J」の為のJICAの基礎一次調査もこの一環である。湖北省のみならず、四川省を含めた中国菜種の現状を調査し、調査結果を踏まえて協力事業計画を策

定する予定である。

我々は、中国菜種の主産地である湖北省の話聞くことは重要と考えているが、長江委員会活動として中国側が一つになる様、湖北省と楽部会長との間で十分意志疎通を図っておいて頂きたい。

#### 伍主任

それでは、本日は試験的輸出の段取りについて説明、意見交換をしたい。  
先ず菜種の「輸出」の意義であるが、5種のDL菜種の普及、実用化を考えている中で、国際基準をクリアした菜種の「輸出」を行うことが国内マーケットに刺激を与えることになれば良いと願っている。

《優良菜種の試験的輸出に関する湖北省農業庁の考えは次の通り》

#### (1)集荷

- ・荊門の生産基地（約3万ムー）にて約6000トンの収穫を予定しており、この内3000トンを輸出に充てたい。（具体的な生産地名は言及せず。）

#### (2)品質

- ・エルシン酸； 3%以内  
グリコシノレート； 40～50 マイクロモール  
油分； 40～41%
- ・グリコシノレートは30 マイクロモール以下の品種もあるが、これは固定種であり輸出するならハイブリッド種で考えたい為。

#### (3)輸送

- ・生産基地のロケーションから以下のどちらかを利用したい。
  - ① 沙洋港（生産基地から約12km）
  - ② 沙市港（生産基地から約58km）
- 沙洋港は、漢水沿いで武漢迄解輸送の後、本船積み込み。  
沙市港は、長江沿いで3000トン級の本船接岸可能。
- ・いずれの場合も、港迄の輸送は中方の責任で、港以降は日方の手配。

#### (4)分析（専門的には午後、油料作物研究所で討議⇒12頁に記録）

- ・日本側に任せるので適当な分析機関を日本で指定し分析を実施して欲しい。  
その為に必要な分析機器等も日本側で手配して欲しい。

#### (5)価格

- ・ここ数年の実績から見ると次の通り；

在来種	2.5 ~ 2.6 元/kg
DLプレミアム	0.5 ~ 0.6 元/kg
生産基地から港迄の横持ち（運賃他）	約0.6 元/kg
	約 3.6 ~ 3.8 元/kg

つまり、FOB価格はトンあたりでは、約 US\$ 448/トン

[注] 在来種の価格は、昨日の劉処長の説明では、2.4 ~ 2.5 元/kg

## (6)輸出主体

- ・ 農業庁自身は輸出契約当事者になれないので、農業庁の系列企業の湖北省種子集団公司（袁國資総経理）を代理として起用したい。但し、この公司も輸出入権が無いので更に別途外資公司を指定し輸出代理業務を委託することとなる。
- ・ もう一つの方法は将来的な案であるが、日中合弁の菜種専門輸出公司を設立することである。

日本側から厳しい価格条件が出され、試験的輸出の話がダメになると困る。  
湖北省農業庁は本件を重要視しているの、よろしく願う。最初は何事も難しさが付いて回るということを理解して欲しい。

## 小藪幹事

今回は値決めを行うつもりはない。実際の価格決定メカニズムについては後程ご説明する。

## 伍主任

3000トンの試験的輸出については、3月末迄に意向を決めて4月20日迄には契約を締結しないとDL菜種の玉の手配が出来ない。農業庁としては荊門市に話をしてきており、至急決めて欲しい。

《日本側より国際基準の菜種について別紙⑤で説明-----小澤日清製油原料課長》

《カナダの価格決定システムについて別紙⑥で説明-----高野瀬三菱商事課長代理》

- ・ 理論的価格決定要素（相場価格、輸送コスト、倉庫等のハンドリングコスト、他）に加えて日本側の買い取り量、カナダ側の供給能力、更にはシッパーの事情等により実際の取引価格は変動する、又 US\$建てなので為替レートにより買い入れコストが変動する旨補足説明。

《通関実績 — カナダ菜種数量、価格を別紙⑦で説明-----小澤日清製油原料課長》

- ・ 97年のCIF建て価格を見ると、高値は5月のUS\$372,年末にはUS\$320位になり、最近また少し上がって来ている旨説明。

《日本側の質問に答えて》

- ・ エルシン酸とグリコシノレートの検査の為の分析機器は、今回の買い付け地2か所に設置したい。  
分析機器は3～4セット必要であるが、これは日本のものを使用したい。  
分析は油料作物研究所の人を派遣して実施。  
水分、油分の分析は従来から実施しているので特に問題ない。
- ・ 沙洋、沙市の港までは麻袋（In-bag）で運ばれ、船積み時に手で切り込みを入れてバラにする。沙洋にサイロは無い。

- ・在来種は政府の指導価格に基づき農家との間での相対取引で流通している。
- ・湖北省の菜種は15%位を省外（上海や江蘇省）に販売している。
- ・グリコシノレートが改善され、最近はDL品種の菜種滓が飼料用として半分位が輸出に向けられている。価格は在来種が、600～700元/トに対して、DL品種の場合は、1500～1800元/トである。
- ・菜種栽培のコストには以下の様である。  
     労賃＝ 約 180元/ムー  
     機械、トラック、肥料等のコスト ＝ 約 130 元/ムー
- ・食糧倉庫（糧食儲備庫）は各県に最低一か所ある。  
     倉庫の経営は赤字で、湖北省糧食局が管理している倉庫全体で24億人民元の赤字となっている。

----- 3月17日（火） 午後 -----

< 3:00pm ～ >

○青山糧食儲備庫視察

先方： 張 礼芳 湖北省武漢青山国家糧食儲備庫（武漢市糧食局）副主任  
       吳 道萬 省計画委員会農村経済処副処長  
       他

当方： J I C A 調査団10名  
       『菜種チーム』調査団9名

張副主任

- ・貯蔵能力は10万ト、敷地面積は15万㎡、敷地内に鉄道の専用引き込み線が有るほか、3000～5000トの油料作物用の専用埠頭を持っており、長江沿いのロケーションを利用し物流拠点を目指している。
- ・サイロも300ト級が32本ある。サイロへの搬入口には夾雑物を除去する設備もある。
- ・サイロから埠頭迄のベルトコンベアーも新設中、6月末には完成とのこと。  
     [補] 後日、このベルトコンベアーは埠頭で荷揚げされた穀類をサイロに運び入れる為のもので、船積み用ではないことが判明した。

< 4:25pm ～ >

○農業科学院油料作物研究所

先方： 黄 所長  
       李 光明 主任

当方： 『菜種チーム』調査団9名



### 小藪幹事

- ・ 試験的輸出を行う場合のエルシン酸とグリコシノレートの分析方法について確認したい。  
今回は時間が無いので次回にしたいが、DL品種の確認システムの構築についてもいづれ意見交換をしたい。
- ・ 農業庁からは、品質検査は日本側で、と言われている。本来売手側がやることであるが、慣れておられないとすれば今回は日本側で行っても良い。但し、2か所の買い付けポイントに日本から本格的な機械を持ち込むのは、今回は時間も無く、又検査に時間がかかるので、現実的対応として15分位で結果の出る簡便法を採用したらどうかと考えている。
- ・ 貴研究所にエルシン酸とグリコシノレートの分析の委託は可能か、また委託料はいくら位になるか。

### 李主任

- ・ 基本的には条件次第で受託する。条件とは、日本側の要求する分析方法や精度委託料の問題である。
- ・ 国際レベルの分析機器は一台 us\$ 6万はするが、当研究所で開発したものは約 us\$6000-である。  
この簡便法の分析精度は、事前に中方、日方で同一サンプルを分析し、結果を比較してみると良い。  
サンプルは5種類を当研究所で来週中に手配し、日商岩井の武漢経由で日本側に送付する。  
また委託料の見積もりも来週中に送付する。  
————— 上記にて、日本側了承 —————
- ・ (油料作物研究所側から、分析は厳正に行うが、その結果によって試験的輸出を妨げることとなり、ひいては農業庁との関係悪化を招く様な事態になると困る、との主旨の発言があった。)

以上

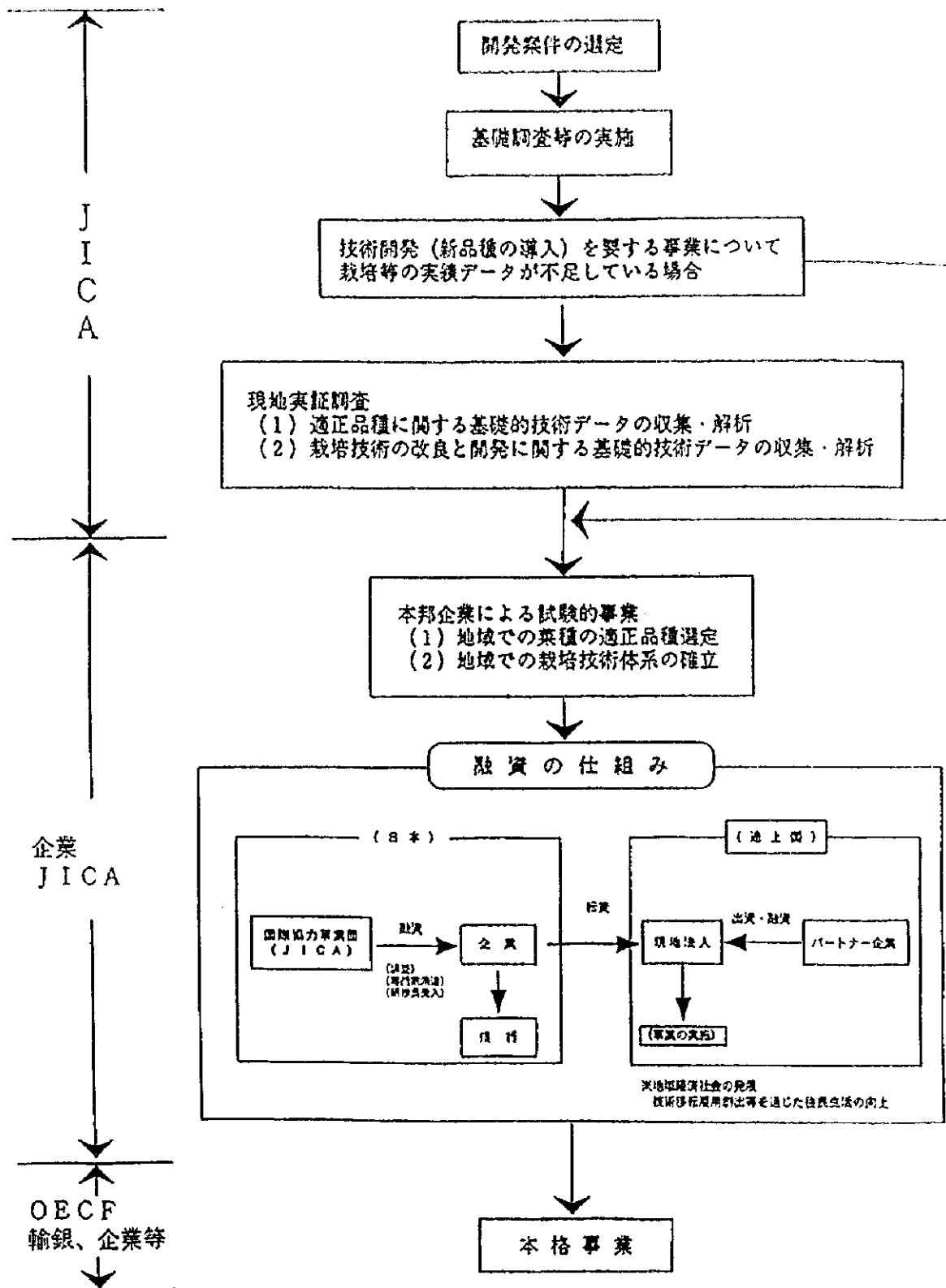
国際協力事業団（JICA）  
中国長江上中流域農業開発協力「基礎一次調査」

## 団員名簿

(敬称略)

団長	狩俣 茂雄 (Mr. Karimata Shigeo) 〔総括〕	国際協力事業団 農林水産開発調査部次長
団員	今井 忠 (Mr. Imai Tadashi) 〔協力政策〕	外務省 経済協力局開発協力課投融資班長
団員	坂本 里美 (Ms. Sakamoto Satomi) 〔協力企画〕	農林水産省 経済局国際協力計画課 海外技術協力官
団員	奥山 善直 (Mr. Okuyama Yoshinao) 〔菜種栽培研究〕	農林水産省農業研究センター作物開発部 資源作物育種研究室長
団員	高橋 重幸 (Mr. Takahashi Shigeyuki) 〔菜種品質管理〕	(株)日本油料検定協会 分析センター課長・主任研究員
団員	萩原 秀彦 (Mr. Hagiwara Hidehiko) 〔開発投融資〕	国際協力事業団 農林水産開発調査部 農林業投融資課課長代理
団員	森 基 (Mr. Mori Motoi) 〔事業構想〕	(株)海外農業開発協会 第一事業部長 (コンサルタント)
団員	鐘江 寛 (Mr. Kanegae Hiroshi) 〔菜種生産〕	(株)海外農業開発協会 専門委員 (コンサルタント)
団員	大江 平和 (Ms. Oe Heiwa) 〔通訳〕	通訳者 在北京
団員	汪 弘 (Ms. Wang Hong) 〔通訳〕	通訳者 在北京

以上10名



## 日中投資促進機構 農薬部会 「菜種チーム」湖北省調査訪中団

## A) 湖北省 農業庁との会議 AGENDA :

- 1) 「湖北省双低種菜種開発プロジェクト初期草案」  
97年11月10日 湖北省農業庁 省優良菜種開発センター 伍 唱勝

## 構想の内容説明

- 1) プロジェクトの背景
  - 2) 開発目標
  - 3) 具体的プロジェクトの説明と費用
  - 4) 組織（計画推進の当事者等役割分担）
- 
- 2) 商業菜種双低種の試験輸出について
    - 1) 計画実現のための具体的方策説明：
      - ・ 試験輸出計画での農業庁の役割
      - ・ 契約の当事者
      - ・ 集荷地域と買付け方法
      - ・ 産地倉庫→中継基地→船積地に於ける双低種の確認と分析方法
      - ・ 武漢港での船積基地
    - 2) 国際レベルの双低種菜種の契約条件：
      - ・ 品質条件
      - ・ 船積条件
      - ・ 価格と決済条件
      - ・ その他の条件

## B) 涿水県産地視察

- ・ 生育状況
- ・ 産地倉庫、中継基地のプロジェクト見学
- ・ 産地に於ける双低種の確認と分析方法

## C) 青山糧食儲備庫見学

## 湖北省ダブルロー菜種開発プロジェクト初期草案

## 1、プロジェクトの背景

湖北省は中国の菜種の大生産省であり、年間菜種作付け面積は1,250万ム<sup>2</sup>、総生産量は145万tである。前者は全国の菜種面積の12%を、後者は総生産量の15%を占め、ともに全国第一位である。内、ダブルローの菜種は600万ム<sup>2</sup>余りであり、これは我が省の菜種総作付け面積の半分に当り、全国の優良菜種作付け面積の25%以上になる。湖北省は菜種の主要産地は揚子江流域及び揚子江・漢水両岸である。ここは自然条件にも恵まれ、物流にも便利である。

## 2、開発目標

1998年から2002年までの5年間で、以下3つの優良菜種の開発目標が実現可能である。

## (1) 品種改良のスピードアップ:

華中農業大学菜種研究室及び中油所の菜種科学研究能力の強さを十分に発揮し、研究条件を改善し、様々な地域での栽培が可能なダブルローのハイブリッド種を3~4種類育成し、生産に応用して優良品種との世代交代を実現する。

## (2) ダブルロー菜種の生産普及:

地域栽培を行い、品質を確保するという前提のもとに、生産量を増やして総生産量をあげる。80%の菜種主要生産県・市及び栽培農家にダブルローの菜種を普及させる。面積は1000万ム<sup>2</sup>とし、品質基準に合格したダブルローの菜種120万tを生産する。

## (3) 商業菜種の輸出量増加:

1998年夏に日本へ3000tの試験的輸出を行い、以後毎年日本の需要にあわせ輸出数量を増加させていく。1年間に総生産量の半分すなわち60~70万tを提供できる。

## 3、プロジェクト

## (1) 品種改良:

華中農業大学及び中油所に分析機器を提供し、新しい品種の選択・育成能力を高める。500万人民元の投資が必要である。

## (2) 普及:

技術教育を強化し、菜種の主要産地の県・郷・村及び農民という4つのレベルでそれぞれ技術教育を行う。各県・市で100ム<sup>2</sup>の新品種・新技術の展示区域を作り、農民が応用先進適用技術を把握し、科学技術の生産レベルを向上させるようにする。技術教育及び普及に必要な費用を提供し、教育・普及面のインフラ及び設備をつくり、省・地(市)・県に普及用ジープを具え、同時に市・県の農業技術普及所部門に音像宣伝機具を備える。

4000万人民元の投資が必要である。

(3) 種子の生産：

隔離ネットにより、在来種の繁殖用 10 ムー、親となる菜種の繁殖用 100 ムー、採り種基地用に 2 万ムーの土地をつくる。排水・灌漑条件を改善し、風による乾燥・精選・コーティング・包装までのプラント種子加工設備 10 セットが必要である。武漢に 5 0 0 m<sup>3</sup>の低温種子貯蔵室を設置し、商品菜種恒温除湿貯蔵庫 5 0 0 0 m<sup>3</sup>を建設する。4000 万人民元の投資が必要である。

(4) 品質検査：

菜種の主要産地の県・市及び各郷・鎮に 2～3 台の分析機器—簡単かつ正確にエルシン酸・グルコシノレート・油分・水分の計測できる一体型を提供し、資格を有する分析要員 2～3 名の養成を行う。

2500 万人民元の投資が必要である。

(5) 集荷及び輸送：

集荷の過程においては、郷・鎮の 1 級集荷ステーションが農家から商品菜種の買い付けを行い、県レベルの中継ステーションまで輸送し、更に揚子江流域の船積地まで輸送を行う。この作業に必要な貯蔵・輸送施設は現有の条件を利用出来る。但し、武漢に 5 万 t の貯蔵倉庫 1 個の建設が必要である。

4000 万人民元の投資が必要である。

4. 組織

日中双方で湖北省ダブルロー菜種開発プロジェクト管理委員会を設立し、湖北省計画委員会、省農業庁、省外国経済貿易庁、華中農業大学、中国農科院油料所（中国農業科学院榨油原料所）等の部門と日本が合同で組織し、対外折衝及びプロジェクト開発の研究・生産・買付け・輸送及び輸出に関連する分野及び単位（企業）と総合的な協力・管理を行っていく。プロジェクトの必要性に応じ、先ず専門家による作業グループをつくり、プロジェクトの各段階における前期作業に対し論証評価を行う。その後プロジェクト実施案に従って管理委員会指導の幾つかの作業組織を作っていく。

湖北省農業庁

1997 年 11 月 10 日

連絡先：武漢市武珞路 519 号

担当者：省優良菜種開発センター 伍 昌勝

電話：7 8 6 0 3 8 9

FAX：7 8 8 9 9 2 5

郵便番号：4 3 0 0 7 0

每升产地对 CANOLA (加拿大XX抵抗油) 标准值列表

产地	规格	含油成份	杂质	水分	芥酸	硫甘	热损失	初次榨取 明显地 颗粒含量	计	热损失	颗粒含量	发芽	计
加拿大	加拿大标准1号	37%状态(*1)	2%状态(*2)	10.5%最高	2%最高	30MIC克最高	约0.1%	2.0%	3.0%				
	加拿大标准2号	37%状态(*1)	2%状态(*1)	10.5%最高	2%最高	30MIC克最高	约0.5%	6.0%	10.0%				
欧洲	欧洲标准	40%状态(*3)	2%状态(*4)	9%状态(*5)	2%最高	30MIC克最高							
澳大利亚	AOF 标准	40%状态(*6)	3%状态(*7)	9%最高(*8)	2%最高	30MIC克最高				3%	10%最多	5%最高	20%最大

- (\*1) 37%状态 1:1.5 只是印款
- (\*2) 2%状态 2.5%最多 1:1 只是印款
- (\*3) 40%状态 1.5:1 (发款/印款)
- (\*4) 2%状态 4%最高
- 容差范围 1:1 高于 2% (印款)
- 和 0.5:1 如果低于 2% (发款)
- (\*5) 9%状态 10%最高 基于互相容差比例为 1:1 (发款/印款)
- (\*6) 40%状态 1.5:1 (发款/印款)
- (\*7) 毛质可以调整 1%, 款对每 187个500
- 2:1 如值过 4%印款
- (\*8) 9%状态 1:2 (最高)

### 加拿大“加拿油 1 号”的质量数据

	调查推移			出口	
	1997	1996	1995	1997-1998/1	1996-1997
杂质, %	-	-	-	1.9	1.9
水份, %	-	-	-	7.6	8.0
含油量, % (8.5% 湿态)	42.6	43.4	42.4	42.6	43.1
蛋白含量, % N*5.25, 8.5% 湿态	21.2	20.1	20.4	21.1	19.9
免油份 蛋含量, % N*6.25, 8.5% 湿态	39.7	38.2	38.1	39.5	37.7
叶绿素种群的含量, mg/kg	11.0	15.0	13.0	16.0	18.0
核苷总数, $\mu\text{mol/g}$ (8.5% 湿态)	12.0	14.0	14.0	12.0	14.0
游离脂肪酸, %	0.3	0.2	0.2	0.4	0.6
芥酸含量, %于油份	0.3	0.4	0.3	0.6	0.6
亚麻酸含量, %于油份	9.7	10.4	11.0	10.0	10.5
油酸, %于油份	61.0	60.2	-	-	-
饱和脂肪酸, %于油份	7.0	6.8	6.8	6.9	6.8
碘价	113.0	115.0	117.0	114.0	115.0



1998/3/13

## 1] CANADIAN RAPESEED MARKET PRICE:

## A) CANADA WINNIPEG 穀物取引所:

菜種先物定期相場価格 (現物受渡し: 取引所指定倉庫渡し)

RAPESEED FUTURE MARKET PRICES AS OF MARCH 11, 1998

MARCH '98 DELIVERY	CAN\$411.00/MT
MAY '98 DELIVERY	CAN\$414.30/MT
JULY '98 DELIVERY	CAN\$416.20/MT

## B) C&amp;F LOGISTICS COST (INCL. F) :

MAY '98 SHIPMENT CAN\$76.00/MT OVER MAY

## C) FOREIGN EXCHANGE RATE US\$/CAN\$ :

MAY '98 DELIVERY 1.4040

## 2] 98年5月積 C&amp;F JAPAN 価格概算:

WPG MAY '98 DELIVERY	CAN\$414.30/MT
C&F LOGISTICS COST	CAN\$76.00/MT
FOREX. 1.4040	= <del>US\$325.00/MT (CAN\$456.30/1.4040)</del>
C&F JPN	= <del>US\$340.00/MT</del> CAN\$ 490.30/MT
	US\$ 349.22/MT

M. V. "SHINYA T. B. N. "  
(SINGLE OR TWEEN DEKER T. B. N. MAX. 20 YEARS)

RAPESEED IN BULK (ONE GRADE ONLY, STOWAGE FACTOR MAX. 60CFT)

3,000 MTS 5% MORE OR LESS AT OWNER'S OPTION

SHIPMENT: MAY-SEPTEMBER, 1998

CANDIDATES:

- 1) MV "KITTY "  
3,919.60 DEADWEIGHT KT ON 6.128 METER  
LENGTH OVER ALL : 86.34 METER  
BEAM : 14 METER  
DEPTH : 8.70 METER  
GRAIN CAPACITY : 6,227M<sup>3</sup>  
$$[(6,227\text{M}^3 \times 35.314) / 60\text{CFT}] \times 0.98 = 3,591\text{MT}$$
HEIGHT : 31.5 METER (BOTTOM→TOP)  
AIR HEIGHT : ABOUT 26.5 METER (AT EMPTY CARGO)
  
- 2) MV "LINDA K "  
4,868.40 DEADWEIGHT KT ON 6.40 METER  
LENGTH OVER ALL : 90.52 METER  
BEAM : 15.20 METER  
DEPTH : 7.60 METER  
GRAIN CAPACITY : 5,754M<sup>3</sup>  
$$[(5,754\text{M}^3 \times 35.314) / 60\text{CFT}] \times 0.98 = 3,318\text{MT}$$
HEIGHT : 30 METER (BOTTOM→TOP)  
AIR HEIGHT : ABOUT 25.00 METER (AT EMPTY CARGO)

FILE:通関実績

98/3/6

\$=CIF

	カナダ菜種通関実績		菜種粕			
	数量	\$/t	中国産 数量	\$/t	カナダ産 数量	\$/t
1990年	1901000	290	57000	140	61000	189
1991年	1837000	277	58000	121	82000	158
1992年	1790000	266	75000	122	112000	159
1993年	1375000	284	83000	146	156000	171
1994年	1676000	326	43000	158	119000	176
1995年	1794000	336	46000	176	131000	158
1996年	1632345	353	70204	175	117374	218
1997年	1802263	349	50766	180	86390	204
内訳						
1997年1月	152761	362	4081	182	5731	223
1997年2月	125202	364	7684	176	11817	222
1997年3月	136451	365	1131	201	8755	211
1997年4月	139458	371	4650	169	7700	235
1997年5月	141902	372	1888	182	6647	232
1997年6月	143220	367	11654	184	5474	230
1997年7月	140072	362	6645	181	22892	148
1997年8月	116776	354	6245	177	7309	238
1997年9月	133929	337	2969	188	1174	203
1997年10月	202061	323	808	189	2478	236
1997年11月	211594	320	1826	181	4681	196
1997年12月	158837	324	1185	181	1732	207

注:95年までは「我が国の油脂事情(農林水産省)」を参照。

96年以降は「植物油月報(日本植物油協会)」を参照。

97/12月は日本植物油協会からの報告による。

	カナダ菜種通関実績		中国産		カナダ産	
	数量	\$/t	数量	\$/t	数量	\$/t
1996年1月	133136	333	2278	164	8507	177
1996年2月	126669	336	4296	177	5913	201
1996年3月	105334	397	3509	180	6540	210
1996年4月	179372	335	1522	173	14793	214
1996年5月	122922	336	9159	171	12499	214
1996年6月	136123	347	5131	183	13139	214
1996年7月	131327	334	13724	176	9982	229
1996年8月	89708	364	2452	201	11920	233
1996年9月	157379	365	6922	174	10560	236
1996年10月	144042	368	8038	172	2876	225
1996年11月	182341	370	1209	179	7096	232
1996年12月	131593	364	11964	169	13549	221
	1639946	353	70204	175	117374	218
	1632345					

(最終実績:97/3植物油月報による)

- ・在来種は政府の指導価格に基づき農家との間での相対取引で流通している。
- ・湖北省の菜種は15%位を省外（上海や江蘇省）に販売している。
- ・グリコシノレートが改善され、最近はDL品種の菜種滓が飼料用として半分位が輸出に向けられている。価格は在来種が、600～700元/トッに対し、DL品種の場合は、1500～1800元/トッである。
- ・菜種栽培のコストには以下の様である。  
     労賃＝ 約 180元/ムー  
     機械、トラック、肥料等のコスト = 約 130 元/ムー
- ・食糧倉庫（糧食儲備庫）は各県に最低一か所ある。  
     倉庫の経営は赤字で、湖北省糧食局が管理している倉庫全体で24億人民元の赤字となっている。

----- 3月17日（火） 午後 -----

< 3:00pm ~ >

○青山糧食儲備庫視察

先方： 張 礼芳 湖北省武漢青山国家糧食儲備庫（武漢市糧食局）副主任  
       吳 道萬 省計画委員会農村經濟処副処長  
       他

当方： J I C A 調査団10名  
       『菜種チーム』調査団9名

張副主任

- ・貯蔵能力は10万トッ、敷地面積は15万㎡、敷地内に鉄道の専用引き込み線が有るほか、3000～5000トッの油料作物用の専用埠頭を持っており、長江沿いのロケーションを利用し物流拠点を目指している。
- ・サイロも300トッ級が32本ある。サイロへの搬入口には夾雑物を除去する設備もある。
- ・サイロから埠頭迄のベルトコンベアーも新設中、6月末には完成とのこと。  
     [補] 後日、このベルトコンベアーは埠頭で荷揚げされた穀類をサイロに運び入れる為のもので、船積み用ではないことが判明した。

< 4:25pm ~ >

○農業科学院油料作物研究所

先方： 黄 所長  
       李 光明 主任

当方： 『菜種チーム』調査団9名

## 4. 湖北省ダブルローなたねの中日協力開発 プロジェクト会談大綱

### 1. 湖北省ダブルロー菜種の基本状況

- ①生産状況：中国の菜種栽培面積及び総生産量は全世界の3分の1を占める。揚子江流域は中国の菜種栽培面積及び総生産量の80%を占め、これは全世界の4分の1を占めることになる。湖北省は揚子江流域の中心地域であり、中国菜種の主要生産省である。1997年の収穫面積は83万ha、ha当り平均生産量は1,785kg、総生産量は148万tである。これはそれぞれ全国の菜種面積の12%、総生産量の17%を占め、総生産量は3年連続で全国1位となっている。湖北省は1984年からダブルロー菜種の試験栽培・検査及び普及推進を行ってきた。特に最近の5年間で湖北省のダブルロー菜種は長足の発展をとげた。1997年の作付け面積は40万haであり、省全体の菜種面積の半分を占めた。これは全国のダブルロー菜種面積の3分の1近くを占めることになる。現在菜種の作付け面積が1.5万ha以上の25の県(市)の内、12の県(市)ではダブルロー菜種の作付け面積が60%以上を占めている。内5つの県・区では基本的に菜種のダブルロー化が実現されている。また、湖北省のダブルロー菜種の種子の生産はある程度の基礎と技術的条件を備えており、恒常的に作付を行っている面積は1000ha、優良品質の種子100万kg(1000t)を生産している。ダブルローの栽培を広める為に60万haの畑を供することが出来る。
- ②自然条件：湖北省は揚子江中流域の洞庭湖の北に有り、南北の気候の移行地帯となっている。省内は様々な地形を呈し、自然条件には十分に恵まれている。温かき・光・水も豊富で土地も肥えており、ダブルローの菜種を育てるのに適している。湖北省は亜熱帯大陸性モンスーン湿潤気候に属し、光・熱ともに豊富であり、霜の無い時期が長く、降水量も充分である。また日照時間も長く、累計気温も高い。太陽の年間照射総量は85-114Kcal/cm<sup>2</sup>、年間平均気温は14~17℃、年間の気温累計は4700~5400℃、年間日照時間数は1200~2200時間、年間降雨量は750~1600mmである。9月~12月末は気温・日照条件ともに良く、菜種の作付、苗の成長及び秋播き栽培に適している。1月の平均気温は3.7℃前後であり、菜種はゆっくりではあるが成長することが出来、凍害も受けない。中・下旬には昼夜の温度差が大きくなるので、薹(華軸)の開花及びさやの発育、種子の重量増加にとって好条件である。省内の揚子江・漢江沿岸の土壌は近代期の河川堆積物及び湖の堆積物からなっており、潜在的な栄養分が高く、菜種の成長に有利である。
- ③主な優位点
1. 科学技術力が高い。湖北省には華中農業大学・中国農科院油料所という菜種の育種及び関連領域に携わる研究機関が2つ有り、中国の菜種研究の中心となっている。湖北省農業庁は全国に先駆けて「湖北省優良品質菜種開発連合」を設立し、省の農業庁及び関連する地域・市・県の農業部門が主体となり、華中農業大学・中国農科院油料所等の機関が参加して、科学研究を集中させこれを広め、また生産と管理が一体になった技術開発サービスシステムを構築した。また湖北省農業庁はその後省政府編委の批准を経て、「湖北省優良品質菜種開発服務中心(サービスセンター)」を設立し、

我省のダブルロー菜種の開発に努力している。現在既に育成され、広められて応用されているダブルローの菜種品種は5種類有り、それぞれ華雜3号・華雜4号、中双4号、華双2号、華双3号と称されている。内、ダブルローの交配種は2種類、在来のダブルローの品種が3種類であり、累計面積は100万haである。

2.生産的潜在力の大きさ。湖北省は冬季休閑地面積が大きく、改良すれば菜種の冬蒔きに適する冬季休閑地の面積は40万ha弱有るので、省全体の菜種作付け面積を120万haまで広げることが出来る。単収増加という面での潜在力も大きく、省全体で新しい世代の優良品質の更新・普及を行うことによって、単収は現在のレベルから10%以上アップし、2,100kg/haとなる。このようにすれば省全体の菜種の総生産量は245万tになり、現在の生産能力と比較すると総生産量で約100万tの増加となる。新規に増産となった分の一部を輸出にすることが可能である。

3.輸出の場合の輸送の便利性。湖北省には武漢、黄石、沙市等の港が有り、3000tの船で直接日本への輸出が可能である。中継及び倉庫保管を無くし、輸送及び積替え分のコストを下げることになる。

## 2、当該プロジェクトを双方で協力開発していく場合の目標

### ①必要性

当該プロジェクトの推進は、必要であるばかりでなく、双方にとっても有利なものである。湖北省では全国に先駆けて“ダブルロー”の菜種の栽培拡大を行っているが、種子の生産規模の拡大と標準化のレベル、拡大能力及び手段、品質検査、菜種油の生産、综合利用等の面で開発の潜在価値は大きい。現状ではまだダブルローの菜種と在来種を分別せず作付け・収穫しており、このため優良菜種の品質に影響を及ぼし、同時に優良菜種の综合利用にも影響している。またダブルロー菜種の作付け面積拡大にもある程度の影響を及ぼしている。よって我省では近年省全体の菜種をダブルローにすることを重要課題として取り組んでおり、1997年には省政府弁公庁から「省農業庁の“ダブルロー”菜種の推進を速める事に関する通知」が発行され、全省の菜種ダブルロー化を速めるよう要請がなされた。

「湖北省ダブルロー菜種開発」プロジェクトを推進するために、我々は他方面にわたって努力を行ってきた。この中には日中の協力を通して「科学研究・生産・加工・輸出」という一貫した総合的开发を行い、ダブルロー菜種の普及推進と応用のスピードを速めて、湖北省全体の菜種のダブルロー化を実現し、湖北省を全国で最大規模の菜種生産・輸出基地及び精製油の輸出基地にするよう努力することも含まれている。

当該プロジェクトが推進されれば、プロジェクト地域は日本にとって安定したダブルロー菜種の供給基地となり、遠距離・大型船による輸送コストを下げる事が出来、小ロット輸送のメリットを生かし、倉庫保管等の貯蔵と積替えを減らすことが可能である。

②全体目標に関しては、初歩的構想として日中共同開発を通して、優良品質菜種品種を栽培育成及び改良していく研究施設及び整った試験体制を作り上げる。優良菜種の原始種を保証し、親品種の繁殖と品種の世代交代繁殖、交配種の育成の夏季純度検査基地を設立する。全省で120万haの優良菜種を発展させるための2000haの採種及び

附帯施設の整った種子生産加工基地を整え新設する。新品種・新技術モデル地区及び全省の優良菜種推進体制をつくる。全省の作付菜種のダブルロー化を実現し、作付け面積を40万ha増やし、年間総生産量を100万t以上増加する。3箇所の大規模な優良菜種輸出基地を設立し、国際基準に適合する優良菜種を年間100万t生産する。処理量200t/日以上 of 精製油工場及び副製品の综合利用ファインケミカル工場を改装または新設するか、或いは比較的規模の大きい現有の加工工場を1～2箇所改造し、日本向けサラダ油の輸出を可能にする。

### 3、プロジェクト推進案

計画目標では、プロジェクトの総投資は4,150万米ドルであり、内日本側の無償投資が500万米ドルである。日本側の合弁と政府の優遇借款の合計は1000万米ドル、中国側の投資は米ドル換算で2,650万米ドルである。具体的には以下の五つに分けられる。

#### ①品種の選種育成改良の研究基地。

華中農業大学及び中国油料研究所に、品種の篩い分けと原始種の純化による若返りのための隔離用ハウス及び附帯施設を建設する。約40万米ドルが必要であり、これは中国側が投資を行う。育種及び品質検査機器設備には約60万米ドルが必要であり、これは日本側が無償で投資する。

#### ②種子及び製品菜種種子の生産基地。

1.新品種の密封式親品種繁殖用隔離地区をつくる。これは土地を徴用して基本的な生産条件を改善して、対応可能なインフラを整えるため、60万米ドルの投資が必要である。内日本側が無償で30万米ドルを投資し、中国側が30万米ドルを投資する。

2.菜種交配製種及び原種繁殖種子の生産基地の規模を拡大し、全省の菜種ダブルロー化に伴う優良種子への需要を満たす。現在の生産規模1000haから2000haまで拡大するために500万米ドルの投資が必要である。内日本側が無償で250万米ドルを投資し、中国側が250万米ドルを投資する。

3.夏季の純度検査基地の建設。これは親品種の世代交代繁殖と交配種用に、大規模な面積で栽培を行う夏季の純度検査であり、60万米ドルの投資が必要である。内、日本側が無償で30万米ドルを投資し、中国側が30万米ドルを投資する。

4.ダブルロー菜種の生産基地をつくり、優良商品菜種の生産応力をアップする。湖北省でダブルロー菜種生産の基礎と条件、潜在力を備えた東南部の江漢平原及び中北地区に3箇所、計50万haのダブルロー菜種の基地をつくり、これにより日本向けに菜種80～100万t提供することが可能になる。必要な投資額は1,500万米ドルである。これは主に中国側が投資を行い、日本側は一部の農業機械を投資する。

以上の生産基地建設には合計で2,120万米ドルが必要であり、内日本側は310万米ドルの無償投資を行い、中国側は1,810万米ドルの投資を行う。

#### ③技術推進及び品質検査システム。

現状をベースとし、技術推進システムの改善と品質検査システムの作成を行う。武昌に優良菜種の総合技術育成センターを設立し、生産地区の菜種生産技術要員を養成する。またこれに併せ、放送及び映像・テレビ等による宣伝を行い、輸送具等の設備も広めていく。このためには50万米ドルが必要である。商品菜種の生産基地の県（市）

に優良菜種の新品種・新技術のモデル地区を設け、また土地及び附帯施設、輸送具を徴用する。これには150万米ドルの投資が必要である。また8つの県(市)に商品菜種の買付検査ステーションを設け、50台の品質検査機器を置くために、30万米ドルの投資が必要である。

以上230万米ドルの投資が必要である。内、日本側が130万米ドルを無償で投資し、中国側が100万米ドルを投資する。

④総合加工利用。

中日で精製菜種油及び菜種の副製品を综合利用するファインケミカル工場を合併で新設または改造する。合併企業は国際的に先進的な精製及びファインケミカル処理技術及び設備を導入し、これにより省全体に油脂及び飼料・化学工場等の工業技術革新をもたらす、市場の優良菜種に対する需要を刺激し、最終的にはダブルロー菜種生産をひろめ、普及させていく。

新設するのであれば、菜種処理量200t/日以上での精製油工場及び副製品の综合利用ファインケミカル工場を計画することが可能である。これには1000万米ドルが必要となり、日中双方がそれぞれ半分ずつ出資し、共同で建設する。工場の所在地は湖北省東部の菜種主産地である黄石市に選定した。工場の改造・拡大を行う場合は、場所は荊門市又は荊州市にある、規模の比較的大きい精製工場を1乃至2箇所選定し、改造することが可能である。

⑤積替え・貯蔵・輸送施設の建設。

県・郷クラスの買付及び貯蔵・輸送施設は現有の施設及び条件の利用が可能である。但し輸出には積替え・貯蔵倉庫及び輸出対応の荷役施設の建設が必要となる。3万t(10×3000t/船)として計算すると、必要な投資額は700万米ドルとなる。日本側が独資で建設を請け負うか、又は日本側が低利子の500万米ドルの借款を提供し、中国側は200万米ドルを投資する。

別紙：日本側が明確にする必要のある主な事項

湖北省計画委員会  
湖北省農業庁  
1998年3月16日



## 日本側が明確にする必要のある主な事項

湖北省ダブルロー菜種の日中共同開発プロジェクトは、中国側は相互に利益・恩典を受けるという原則に基づき、中国側の義務及び責任について、日本側に対する協力要請について「会議大綱」の中で基本的な説明を行った。日本側に以下の問題について正式に書面にて回答いただきたい。

### 1、協力の動機（目的）

双方の協力により、湖北省の“ダブルロー”菜種の普及速度を速め、比較的短時間で全省の菜種のダブルロー化を実現する。科学研究・製種・生産基地建設・貯蔵等の具体的事項の実施により、菜種の生産量を増加し、品質改善を行うという目的を達成する。

日本側の具体的な協力の動機（目的）と達成したい目標、要請事項、また日本側がどのような義務を負うのかについて説明いただきたい。

### 2、中国は菜種の科学研究分野では国際的に進んでおり、科学研究の専門家及びその成果は国際的にも比較的広範囲な影響力を持つ。よって双方は相互に利益・恩恵を受けるという原則のもとに協力し、一方からの援助ではなく、互いに責任と義務を有する。協力のポイントはプロジェクトの建設にあり、特に製種・生産及び加工の分野に置く。

### 3、何度も相互訪問を行った結果、湖北省計画委員会、湖北省農業庁は省クラスの関連政府機関及び市・県の大量の人力を動員して、十分な調査に基づき、また湖北省の農業経済発展計画も鑑み、体系だった「中日合作揚子江上中流域農業開発プロジェクトー湖北省“ダブルロー”菜種開発プロジェクト実施案」を編制した。

日本側も整理された総合的な協力計画もしくは案を提出し、スケジュール表を作成し、協力関係を実行性を伴う段階へ向かわせ、プロジェクトの開始を速めなくてはならない。

### 4、中日合作揚子江上中流域農業委員会は両国政府間の協力機関とし、その主な機能は長期の協力計画を策定し、プロジェクトを正確に選び、両国それぞれの政府機関と企業との関係を調整し、長期的且つ友好的な協力関係を作り上げ、双方が共に関心を持っている事業の発展を促すことであり、これを単なる菜種の売買関係だという理解をしてはならない。貿易取引のみであれば両国の農産物輸出入企業がこれを行えばよいわけであり、政府部門が過剰な参与又は干渉をする必要はないのである。

### 5、その他

①各プロジェクトの協力期間は？

②価格は？（国際相場？）

③時期毎に必要な菜種数量及び品質面の要求（具体的な指標）

④無償投資を行えるか？行えるのであれば金額、方法は？（資金か設備か）

無償投資の対象は：科学研究育種、品質検査、夏季検査、技術普及システム、繁殖・製種、輸出用菜種基地等か？

⑤ 借款は可能か？（低利子借款、無利子借款）もし可能であれば、

金額：

借款期間：年利及び延期可能期間は？

借款対象：借款を利用するプロジェクトは、種子生産・買付または加工等？

借款返済方法：現金送金→返済か、日本向けの菜種・精製油またはその他の製品輸出をこれにかえるのか？

⑥ 日中合弁内容：精製油及び综合利用再加工、貯蔵・輸送施設（車・船等）？

合弁プロジェクトの規模・投資・株式（出資比率）、合弁期間、建設地、新設或いは現有加工工場の改造か？

⑦ 合弁方法

プロジェクトが実行段階に入ったら、湖北省ではプロジェクト調整機関を設立し、菜種生産に関連するサービス業務を行い、生産・輸送・貿易等の部門を調整する。具体的なプロジェクトは、調整機関の手配の下、日本側の関係する企業と中国側の関連企業及び科学研究機関が直接連絡を取る。

日本側も中日両国それぞれの企業の利益になるよう協力し、本プロジェクトの統合性を図らなければならない。

輸出用生産基地の建設：日本側はトラクター・脱穀機・乾燥機・風選機等の中・小型の農業機械・設備を提供することが出来る。これは灌漑・排水施設及び耕作作業率・労働力不足問題の解決に使用する。

品種改良：日本側は目標及び要求を提出することが出来る。中国側は日本側に投資内容を提出し、双方は協議書を締結する。

プロジェクトは国内の輸出入権を有する企業1社が総責任を持ち、日本側は当該企業と総請負協議書を締結する。

⑧ プロジェクトの準備作業段階で、現地調査・交際費及び資源等、米ドルに換算してもかなりの金額を使っており、また作業量も多いので、日本側にジープ2台とノートパソコン5台、準備作業経費10万米ドルを、プロジェクトの調査及び交際費・プロジェクト検討費用として提供していただきたい。

中国側は日本側の回答に基づき、さらに協力関係を深めていくつもりである。また、日本側も中国側に対する質問事項を提出出来る。

以上

日中双方投資額

項 目	必要金額	内日本側投資	内中国側投資
隔離用ハウス	40 万米ドル		40 万米ドル
育種及び分析設備	60 万米ドル	60 万米ドル	
新品種繁殖用地	60 万米ドル	30 万米ドル	30 万米ドル
生産基地規模拡大	500 万米ドル	250 万米ドル	250 万米ドル
夏季純度検査	60 万米ドル	30 万米ドル	30 万米ドル
生産基地新設	1500 万米ドル	農業機械現物	1500 万米ドル
技術推進・検査 モデル地区	50 万米ドル 150 万米ドル	130 万米ドル	100 万米ドル
総合加工利用	1000 万米ドル	500 万米ドル (但し工場新設) (改造費用記載無し)	500 万米ドル (但し工場新設) (改造費用記載無し)
積替・貯蔵・輸送	700 万米ドル	全額又は 500 万米ドルの借款	200 万米ドル
合 計	4150 万米ドル	1500 万米ドル	2650 万米ドル

## 中日合作开发湖北省双低油菜项目 会谈提纲

### 一、湖北省双低油菜的基本情况

1、从生产情况看，中国油菜面积和总产量约占全世界的三分之一，长江流域占中国油菜面积和总产量的80%，占全世界的四分之一。湖北省是长江流域中心地带，是中国油菜主产省份，1997年收获面积83万公顷，平均每公顷产量1785公斤，总产148万吨，分别占全国油菜面积的12%和总产量的17%，总产连续三年居全国之首。湖北省从1984年开始双低油菜的试种、试验、示范推广工作，特别是近五年来，双低油菜在湖北省获得了长足发展，1997年种植面积达到40万公顷，占全省油菜总面积的一半，占全国双低油菜面积的近三分之一。目前在油菜种植面积超过1.5万公顷的25个县(市)中，有十二个县(市)双低油菜面积达到60%，其中有五个县区已基本实现油菜生产双低化。另外，湖北省双低油菜种子生产已有一定基础和技术条件，常年制(繁)种面积1000公顷，生产优质良种100万公斤，可供应60万公顷大田推广种植。

2、从自然条件看，湖北省地处长江中游的洞庭湖以北，位于南北气候过渡带，境内地貌多姿，自然条件十分优越，温、光、水资源丰富，土地肥沃，适宜发展双低油菜。湖北省属亚热带大陆性季风湿润气候，光能充足、热量丰富、无霜期长、降水充沛、日照时间长、积温高。太阳年辐射总量为85-114千卡/厘米<sup>2</sup>，年平均

气温在 14-17°C, 年总积温 4700-5400°C, 年日照时数为 1200-2200 小时, 年降雨量 750-1600mm. 9-12 月底的温光条件优越, 有利于油菜播种出苗和秋发栽培. 元月日平均气温在 3.7°C 左右, 油菜仍能缓慢生长, 不受冻害. 中后期昼夜温差大, 有利油菜抽苔开花和角果发育, 粒重增加. 境内长江、汉江沿岸的成土母质为现代河流冲积物和湖泊冲积物, 潜在养分含量高, 有利油菜生长.

3、从主要优势看, 一是科技力量强. 湖北省有华中农业大学、中国农科院油料所两个从事油菜育种及相关领域研究的科研单位, 是中国的油菜研究中心. 湖北省农业厅在全国率先创建了“湖北省优质油菜开发联合体”, 形成了以省农业厅和有关地市县农业部门为主体, 华中农业大学、中国农科院油料所等单位参加, 集科研、推广、生产和管理相结合的技术开发服务体系. 此后, 经省政府编委批准湖北省农业厅成立“湖北省优质油菜开发服务中心”, 着力我省双低油菜开发推广. 现已育成并推广应用双低油菜品种有 5 个, 分别是华杂三号、华杂四号、中双四号、华双二号、华双三号, 其中杂交双低品种 2 个, 常规双低品种 3 个, 累计推广面积达到 100 万公顷.

二是生产潜力大. 湖北省冬闲田面积大, 通过改造利用适宜扩种油菜的冬闲田面积有近 40 万公顷, 使全省油菜种植面积可发展到 120 万公顷. 单位面积产量提高的潜力也大, 全省实现新一代优质良种的更新普及后, 单产可在现有水平的基础上提高 10% 以上, 达到 2100 公斤/公顷. 这样, 全省油菜籽总产可达到 245 万吨, 比

现生产能力增总产约 100 万吨，我们可用部分新增产量用于出口。

三是出口运输便利。湖北境内的武汉、黄石、沙市等港口能够利用 3000 吨船舶直接出口到日本，减少中转和库容环节，降低运输及中转库容成本。

## 二、双方合作开发该项目所要达到的目标

1、必要性。合作开发该项目，不仅必要，而且对双方是有利的。湖北省“双低”油菜的推广种植虽然走在全国的前列，但在种子生产规模化、标准化程度、示范推广能力和手段、质量检测、菜籽油加工、综合利用等方面还有较大的开发价值。双低油菜和普通油菜混种混收的情况仍然存在，既影响了优质油菜的品质，又影响到优质油菜籽的综合利用，在一定程度上影响双低油菜面积的扩大。因此，近几年我省一直把实现全省油菜双低化作为一项重要的工作任务，1997 年省政府办公厅发文转发了《省农业厅关于加快发展“双低”油菜意见的通知》，要求加快实现全省油菜双低化的目标。

建设“湖北省双低油菜开发”项目，我们已从多方面做努力，其中包括通过中日合作，形成“科研、生产、加工、出口”一条龙的整体开发，加快双低油菜的推广应用步伐，全面实现湖北省油菜生产的双低化，争取将湖北省建成全国最大的双低油菜籽生产出口基地和精练油出口基地。

该项目建成后，项目区将成为日方稳定的提供双低菜籽商品籽基地，可降低远距离、大吨位船舶的运输成本，利用小吨位运输的

优势，减少仓储等库存容和中转。

2、关于总体目标的设想，我们的初步设想是，通过日中合作开发建设，建立完善的优质油菜品种培育改良的科研设施及完整的检测体系；建成保证优质油菜籽原原种、亲本繁殖和品种加代繁殖及杂种育性夏季纯度鉴定基地；完善和新建供全省发展 120 万公顷优质油菜的 2000 公顷制种及配套设施完善的种子生产加工基地；建设新品种、新技术展示区及全省优质油菜推广服务体系；实现全省油菜种植双低化，增加种植面积 40 万公顷，年增加总产 100 万吨以上；建设三大片优质商品菜籽出口基地，年产符合国际标准的优质油菜籽 100 万吨；改建或新建一座日处理 200 吨以上的精炼油及副产品综合利用的精细化工厂，或改造完善一至二家规模较大的现有加工厂，并能够向日方出口色拉油。

### 三、项目建设方案

按照规划目标，项目总投资 4150 万美元，其中日方无偿投资 500 万美元，日方合资和政府软贷共 1000 万美元，中方投资折算 2650 万美元。具体项目共分五个方面：

1、品种选育改良的科研基地。在华中农业大学和中国油料研究所建设品种筛选、原原种提纯复壮隔离大棚及配套设施，约需 40 万美元，由中方投资；育种及品质检测仪器设备约需 60 万美元，由日方无偿投资。

2、种子及商品籽生产基地。一是建立新品种密封式繁殖亲本隔离区，进行征（租）用土地，改善基本生产条件，配套相应基本

设施，需投资 60 万美元，其中日方无偿投资 30 万美元，中方投资 30 万美元，二是扩大油菜杂交制种和原种繁殖的种子生产基地规模，满足全省油菜双低化生产对优质良种的需求，在现有 1000 公顷生产规模的基础上，扩大到 2000 公顷，需投资 500 万美元，其中日方无偿投资 250 万美元，中方投资 250 万美元，三是建立夏季纯度鉴定基地，用于亲本的加代繁殖和杂交种的在大田种植的夏季纯度鉴定，需投资 60 万美元，其中日方无偿投资 30 万美元，中方投资 30 万美元，四是建设双低油菜籽生产基地，增加优质商品籽生产能力，在我省双低油菜生产有基础、有条件、有潜力的鄂东南、江汉平原和鄂中北地区建成三大片共 50 万公顷的双低商品菜籽基地，年可提供出口日本国商品籽 80-100 万吨，需投资 1500 万美元，主要由中方投资，日方投资于一部分农业机械。

以上基地建设共需投资 2120 万美元，其中，由日方无偿投资 310 万美元，中方投资 1810 万美元。

3、技术推广服务和品质检测体系，在原有工作的基础上，完善技术推广服务体系和建立品质检测体系。我们拟在武昌建一个优质油菜综合技术培训中心，培训主产区油菜生产技术人员，并配套声像宣传和推广交通工具等设备，需投资 50 万美元；在商品籽生产基地县（市）建立优质油菜新品种、新技术展示区，征用土地及配套设施、交通工具，需投资 150 万美元；在八个县（市）建立商品籽收购质检站，配备 50 台质检仪器，需投资 30 万美元。

以上共需投资 230 万美元，其中，由日方无偿投资 130 万美元，



中方投资 100 万美元。

4、综合加工利用。中日合资新建或改造一座精炼菜籽油和综合利用菜籽副产品的精细化工厂。合资公司引进国际先进的精炼和精细化工处理技术及设备，从而带动全省油脂和饲料、化工等工业技术革新，刺激市场对优质菜籽的需求，最终促进双低油菜生产的推广普及。

如果新建，可考虑建一个日加工菜籽 200 吨以上的精炼油和副产品综合利用的精细化工厂，约需投资 1000 万美元，由中日双方各出一半资金共同建设，厂址选在鄂东油菜主产区——黄冈市；如果改造扩建，厂址可在荆门市或荆州市选择一至二家规模较大的炼油厂进行改建。

5、建设中转储运设施，县乡一级的收购和储运，其设施可利用现有设施和条件，但组织出口需建一个中转储容库及相应装卸设施。按 3 万吨（ $10 \times 3000$  吨/船）计算，约需投资 700 万美元。要求日方独资承建或由日方提供低息贷款 500 万美元，中方投资 200 万美元。

附：需要日方进一步明确的主要问题

湖北省计划委员会

湖北省农业厅

一九九八年三月十六日

## 需要日方进一步明确的主要问题

中日合作开发湖北省双低油菜项目，中方根据互惠互利的原则，就中方的义务和责任、对日方的合作要求在《会议提纲》中作了初步说明，请日方就以下问题作正式的书面答复。

一、合作动机：通过双方合作，加快湖北“双低”油菜的推广步伐，在较短的时间内实现全省油菜的双低化，通过科研、制种、建生产基地、仓储等具体项目的形式，达到增加油菜籽产量、改善品质的目标。日方的具体合作动机是什么？要达到什么目标，有什么要求，承担什么义务？

二、鉴于中国在油菜科研方面处于国际先进地位，科研专家、成果在国际上有较为广泛的影响，因此，双方在互惠互利基础上的合作，并非是单方面的援助，而是互有责任和义务，而且合作的重点应在项目建设上，特别是制种、生产及加工方面。

三、根据多次互访，湖北省计划委员会、湖北农业厅组织省级有关政府机构和市、县的大量人力在充分调查的基础上，结合湖北省农村经济发展规

划编制了系统完整的《中日合作长江上中游农业开发项目——湖北省“双低”油菜开发项目实施方案》。日方也应提出完整的综合性合作计划或方案，列出工作日程表，推动合作走向实质性阶段，加快项目起动。

四、中日合作长江上中游农业委员作为两国政府间的合作机构，其主要职能是制定长期的合作计划；选准项目，协调两国内部各自的政府职能机构和企业的关系，建立长期友好的协作关系，推动双方共同感兴趣的事业的发展，不应简单地理解为油菜籽的卖、买关系，如果只是贸易往来，可由两国的农产品进出口公司进行，无需政府部门过多的参与或干预。

五、其它事项：

1、各类项目的合作年限？

2、价格（国际市场价）？

3、各个时期所需油菜籽数量、品质要求（具体指标）；

4、能否提供无偿投资？如能，

提供额度、形式（资金、设备）？

无偿投资对象：科研育种、品质检测、夏季鉴定、技术推广体系、繁殖制种、出口商品籽基地等？

5、能否提供软贷款（低息贷款，无息贷款）？  
如能，

提供额度？

贷款年限期、年利率、宽限期？

贷款对象：使用贷款的项目，如种子生产、收购或加工等？

贷款偿还形式：是采取现汇、偿还，还是通过对日油菜籽、精炼油或其它农产品替代？

6、中日合资建设内容：精炼油及精细加工、仓储、运输设施（车、船等）？

合资项目建设规模、投资、股份（出资比例）、合作年限、建设地点、新建或改造现有加工厂？

7、合作方式：

项目进入实施阶段时，湖北拟成立一个项目协调机构，开展与油菜籽生产有关社会服务工作及协调生产、交通运输、外贸等部门的工作。具体的建设子项目在协调机构的安排下，由日方有关公司与

中方相关公司、科研机构直接接触；日方也应设立项目合作的统一协助中日两国内部各企业的利益。

出口生产基地建设：日方可提供农业机械，如拖机、脱粒机、烘干机、风选机等中小型设备，用于田间灌溉、排水设施及提高耕作效率，解决劳力不足的问题。

品种改良：日方可提出目标与要求，中方提出日方的投资建设内容，双方再签协议。

项目可委托国内一家有进出口权的公司总负责，日方与其签订总承建协议。

8、鉴于合作项目前期准备工作工作中现场调查、接待及资源，合作项目已花数成美元费用，业务量大，要求日方向中方提供吉普车2台、便携计算机5台，提供前期工作经费10万美元，作为项目调查和接待、项目研究之用。

中方将根据日方的答复情况来进一步深化合作工作。日方亦可提供尚需中方回答的问题。